

令和5年6月14日(水曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	濱村美香	2番	山本牧夫	3番	澳本哲也
4番	宮地葉子	5番	宮川徳光	6番	浅野修一
7番	植田佐知	8番		9番	山本久夫
10番	吉尾昌樹	11番	小松孝年	12番	矢野昭三
13番	矢野依伸	14番	中島一郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	斉藤長久
まちづくり課長	徳廣誠司	産業推進室長	秋森弘伸
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	河村孝宏	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	岡本浩
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山崎あゆみ

令和5年6月第2回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和5年6月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：1番から5番まで）

議 事 の 経 過

令和5年6月14日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

各常任委員会に付託をしておりました陳情については、全て継続審査となりましたので、議題としないことを報告致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山本久夫君。

9番（山本久夫君）

おはようございます。

今回は、2点について質問致します。

まず、1点目ですが、これは町長が就任されたところに1回、お願いというか質問したような記憶がございますが、学校給食費についてということで、無償にできないかということをお願いしたいと思います。

まず、このことについては教育長も町長も、給食の果たす役割とかいうのは十分周知していることと思えます。それと、また学校現場というか教育行政の中ではその食に関する、もうほとんど教材として取り扱われているような、今現在状況ではないかと思うんです。

そうした中、もうそろそろ給食の無償化についてですね、具体的に計画してもいいんじゃないかと思えます。昨今、国の方もですね、少子化についてということでしょうけど子育て支援を重点的に実施すると。ただ、財源についてということでちょっとまだ来年という、意向としては来年以降になるんじゃないかと思うんですが。

町長もですね、ぜひその子育て支援の一環としてですね、この無償化について真剣に取り組んでいくもう時期ではないかと思うんですが。

そのへんのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

おはようございます。

中学生の皆さま、傍聴、ありがとうございます。

それでは学校給食についての無償化についての山本久夫議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、私の方からは、教育施策という観点からの考えを述べさせていただきます。

過去同様のご質問いただいておりますけれども、この間、私どもの考えに大きな変化はございませんので、答弁が過去のもので変わらないこととなりますけれども、ご了承をいただきたいと思います。

学校給食というのは、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るということはもちろんであります。給食の

時間による準備から後片付け等の実践活動を通して、児童生徒の望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができる。あるいは、地場産物の利用や郷土食、行事食を提供することを通じて、地域の伝統や文化に対する理解と関心を深めることができるなど、教育効果は高いものと認識は致しております。

しかし、学力向上を筆頭として、いじめ、不登校の問題、さまざまな支援を必要とする児童生徒の増加、学習指導要領やギガスクールへの対応、教員の働き方改革、部活動の地域移行など、学校現場には対応や解決を求められる課題が山積をしておりますけれども、これらについて財政的制約もあり十分な取り組みに至っていないと言わざるを得ません。

当町が学校給食費を完全に無償化するためには、約3,000万円近い一般財源が必要となります。学校給食の完全無償化が、これらの教育課題より優先をされ教育効果を高めるとは考えにくく、学校教育を取り巻く諸課題を考えた場合、学校給食の無償化は、黒潮町の教育行政施策の中では優先順位は低いものという、従来の考えに変更はございません。

なお本年度、食材の高騰に伴い、賄い材料費を例年より増額しております。本来でありましたら、その増幅分については学校給食としてご家庭にご負担していただかなければいけないところでありますけれども、本年度学校給食費は値上げをせず、据え置いております。その結果、約300万円相当は町が負担をし、保護者の負担軽減を図っているところであります。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

教育長、前にもそういう答弁いただきましたんでよく覚えてますけど、どっちにしろ、教育長の言われることは十分分かります。しかしながら、学校給食費の無償化と学力をこう並列して考えるというのは、ちょっとね。

確かに、給食を無償にしたからといって学力が向上するかどうかというのは、それはまず考えられない。それとは切り離してですね、それだけ学校の中で、給食に対してですよ、子どもに対して食に関して教育をする。そしてまた、その準備や後片付けをしながら、食を通じて、社会のルールであったりそういうものを指導する。そういうように、もう給食自体が単に昔の昼食、食事というだけじゃなくね、やっぱり今では、一つの教材として学校では取り扱っているし、また教育委員会としても当然、そういうような対応をされているわけで、そうして考えたときに、なぜ給食費だけがじゃあ無償にならないのかというのは、今説明があった、ほかにいろいろな取り組んでいかななくてはならないことが教育委員会にあるから、その分、まだ財源的にもそういうところへ補てんしなくてはいけないから、無償化にはなかなか難しいというご答弁でしたけど、なかなかそのことを言い出すと終わりがいいわけ。

昔は、給食費をただにしなさいというときには、児童福祉法なんかいろいろひっくるめて、親の義務に公のお金充てるというのは、というような異論があつてですね、なかなか給食費の無償化というのは前へ進まなかった。しかしながら、社会情勢がこんなに変わって、子どもが少子化、子どもがいなくなる。そしてまた、食に対しての考え方も違ってきて、給食も段階的に大きく変化してきてるわけです。そうした中でやはりね、もうちょっと一歩前へ進んで、町がやらなくてはならないこと、今、社会的にも状況はなかなか厳しい。

今、テレビでも必ず値上げ、値上げ。全てにおいて、そういう状況になっております。中学、小学校で平均的に月4,700円とか4,800円ぐらいの今、給食費を毎月払っています。やはり、この負担というのは結

構が大きいですね、家庭にとっては、やはりそういったことを考えたときに、間接的ではありますが子育て支援の一つの方法として、その給食費を無償にするということは、かなり効果があるんじゃないかと。

町長、そういう考えに立ってですね、今も言ったように先ほど言ったように、国も前向きに、少子化対策として子育て支援には徹底的にやりましょうという、前向きなことを考えてます。ちょっと先行してですね、町として、その給食の無償化について一歩踏み出してですね、再度検討はできないんでしょうか。

そのへんもう一度、町長お聞きします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは山本議員の再質問にお答えをしたいと思います。

学校給食の無償化につきましては、先ほど議員もおっしゃられたように、令和2年12月議会と令和3年12月議会、私の任期中、そしてその前にも、前首長のときも同じようなご質問をいただいているところがございます。

そこでこれは先ほど教育長が申しましたように、教育の課題なのか、あるいは、子ども子育て支援の課題なのかということ、恐らく両方の課題ではないかと考えております。ただ、教育課題と致しましては、これまで先ほども教育長の方で答弁いたしましたとおり、さまざまな教育課題の中で、黒潮町の優先度は決して高くないという判断でございます。

では、子ども子育て支援施策の中ではどうなのかと申しますと、現在の第2期黒潮町子ども・子育て支援事業計画の中では、十分な議論がまだ煮詰まってないと判断しております。

子ども・子育て支援施策の中にも、具体的に申し申し上げますと、議員ご質問のように保育料、給食の無償化。あるいは、保育料の無償化、軽減化、そして、また国保料について子どもの費用を下げてはというご意見もありますし、医療費の無償化、さまざまな課題がございます。

その状況の中で、学校給食の無償化につきましては、次期の第3期黒潮町子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、黒潮町子ども・子育て支援会議等のご議論もいただきながら、優先すべき子育て支援施策を総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

町長、計画の中で優先順位をつけてやるというのは分かるんですけど、その給食費の無償というのは、なかなか優先順位の上には上がってこないだろうと、今の答弁をお聞きすると。

でも実際、教育長が言ったようにね、3年間3,000万。教職員を含めると3,500万ぐらい、令和4年度で。その中で3,470万ぐらいでしたか、それが材料費として賄われている。その中で、これいろんな事情があって、家庭的に。そういったことで公費の負担額が820万ぐらいある。

820万から30万ぐらい。ほとんどね、もう24パーセント近くが公費を充当してるんです。この値というのは絶対、今後変わることはない。増えても。

前の質問でも言ったようにね、社会保障のようにどんどん膨らんでいくもんじゃないんで、これは、子どもは必ず減っていくんです。悲しいことに。そうすれば、必ず3,000万が2,500万なり、だんだん減っていくわけです。その代わりに、公費負担額は変わらない。そういう状況がずっと続いていくわけです。年

間100億を超える予算の中ですよ。あと、プラス2,300万とか2,400万の財源を何とか捻出して、子育て支援、今一生懸命に子育てしている家庭のために支援する。

そういうような前向きな取り組みをしてですね、ぜひ、今の状況をもう一度確認しながらですね、計画の中に、なぜ、給食費の無償化というのは上位の方で検討される事項としてもらえるような、取り組みをしていただきたいところですが。

しつこいようですが、町長、そういうような対応はできないでしょうかね。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは続けて、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

国の状況でございます。国のこども未来戦略会議でも、実は昨今、給食費の無償化について議論があります。ただ、その議論の中でも、やはり給食費の無償化についてどの程度、少子化対策に資するのか、定量的な分析が必要というふうなご意見もあります。

ただ、政府の方は、今年の今月の7日、7日でございます。発表した経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針と申しますけれど、この原案の中では、学校給食の無償化に触れています。学校給食の無償化の課題整理を行うとしておりますので、国の方でも、議員のご質問の件につきましては議論が進んでおると認識しておるところでございます。国の方でもこの課題に対して、子育て支援の政策として本格的な議論が始まっておりますので。

ただ、この場合も国の方も財源が問題でございまして、国の試算によりますと国の場合は最大5,000億円の財源が必要と試算をされております。これを黒潮町に当てはめた場合の財源は約3,000万。これは3,000万、町丸々の町単の事業になるわけでございますけれど、これを例えば、前回は繰り返して説明もしましたけれど、国の補助金を2分の1受けて、そして過疎債を充てると、3億の事業ができる規模になります。そういうことでございますので、今後単年度の予算の増加、子どもの生徒数の減少状況を見ますと、黒潮町においては単年度の予算としての増加は見込まなくてもいいかもしれませんが、学校給食の無償化を制度化する場合は、途中でやめることはできないと思っております。継続した制度にしなればならないと考えております。

従いまして、現在、このような国の動向も留意しながら、優先すべき子育て支援の検討をさらに重ね、しかるべきタイミングで判断をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

しかるべきタイミングで給食費の無償化についても検討し、協議するということですので、そのことは国の動向、県の動向もそれで左右されると思うんですが、できる限りの努力をして、その子育て今されている家族、家庭、そして子どもたちのためにぜひね、その給食費の無償化を真剣に取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、2番目いきます。2番目の宅地造成についてということですよ。

これはもう震災後、もう一昔になりましたけれど、ずっといろんな方から要望があつて、高台移転にもしたいいろいろな要望があつたんですけど、なかなか、普通の一般の家庭が、今ある家をそのままにして、

高台へ行く。そういう、制度上もなかなか厳しい。補助もない。なかなかそういうことがあってですね、なかなか具体的に前向いて進まない。

その必要性は十分、町としても分かっていると思いますけど、なかなかその制度上なかなか難しいと。そういう状況があってですね、なかなかこの高台移転というのは前向いて進んでない。ただ、その中でも企業版といいますか、企業が高台へ移転する。そのことについては県からの助成があって、今検討されると思うんですけど、なかなか一般の家庭が、例えば住宅はすごい量、その地域が一気に高台へ行くというような宅地造成には、なかなか補助金がない、制度がない。そういうことで、歯がゆいような思いもされているとは思いますが。

しかしながら、このままいくとですね、今のままでいくと、この間にも転出されたり、家を建てたいと思ってもなかなか、浸水地のラインにはなかなか建てたくないというような状況もあって、若い人たちが出ていったりしている状況があります。そういった状況を踏まえてですね、やはり小規模であっても宅地造成を計画していかななくてはならないんじゃないかと思ってこの質問をするわけですが。

まず、近い将来ですね、今、建設中の窪川佐賀道路が、5、6年すれば佐賀まで開通すると予想されています。そうするとですね、高知市内で働けるということが可能になるわけです。黒潮町で住んでいても。やっぱりそうした状況を踏まえると、やはり一定の規模の宅地造成というのは若い人たち、黒潮町で住みたい人のためには残していかなきゃならないんじゃないかと。そういうような思いもありまして、例えばインターの近くであったり、例えば黒潮町でインター言うと佐賀だけのイメージがあると思うんですけど、別に拳ノ川でもいいわけです。

やっぱり我々のような、ある程度、長年地域に暮らしますと、地域への愛着もできて、なかなか移転いうとかいうものは、なかなか経済的とか、また思いもあって、なかなか難しい。しかし、若い人たちはまだそういうのは薄いわけで、感情的にも。それよりは利便性を追求する場合があります。そうすることを考えたら、やはりインターであったり、近くで宅地を造成することは絶対ね、将来的に考えたら、若い人たちが残る。その可能性は大きいんじゃないか。

それと、インターの近くでなくても、地域の中の今現状ある町道、そういう町道を結んだり、また、地域によっては新設をしたり、町道を。そうしたことで道を造れば、宅地化が進むんで。あとは、それは民間の、個人の努力になるわけですけど、宅地造成をして町が売れるよりも、道を造って公の道路を造ることで、建築を促進するというか、そういうことがうんと大事じゃないかと。

黒潮町で一番大事な総合戦略の中でも、やっぱり人口が減っていく、減少していくことは何とか歯止めをしなくてはならないというのは喫緊の課題であったり、最重要の課題やないかと思う。こうして高台移転のことをやらなくてはならないけど、なかなか策がない状態でずっとこうやって流れていく間に、何人かの人は必ず出ていったりするわけです。やっぱりそうしたことを食い止めるにも、やはり宅地造成というのは必要やないかと、そう思うんで、そのへん。その事前復興も大事です。その中で宅地計画を立てることも分かります。

しかし、それは被災後の話であって、被災前には適用されないわけですから、そのへんも十分検討されて、宅地造成の今後取り組み、そういうことを一度お聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

おはようございます。

山本久夫議員の、宅地造成についてのご質問にお答えしたいと思います。

大規模の宅地造成につきましては、現在進めております高規格道路の発生土を利用した入野地区宅地造成事業がございます。宅地整備に関しましては、大規模造成による集約した形や、小規模住宅整備による点在した形が考えられます。

宅地造成等による住宅地の計画整備については必要であるとの認識でございますが、宅地造成に関しましては、浸水区域外での適地が少ないことや、開発費用も多額になること、期間も長期になるなど課題も多くあり、現状では具体に取り組みを進めている段階ではございません。

議員ご質問のように、現在ある集落内の浸水区域外の土地に対して、道路の改良や浚渫（しゅんせつ）により、行政が行わなくても一定規模の宅地化が誘導される状況があれば、宅地造成と比較して、費用の抑制、短い期間での宅地化への一つの有効な施策として考えられると思います。

現在進めている町内の道路整備事業との調整や、道路としての有効性等も考慮する必要がありますが、農地の耕作放棄地の活用も視野に入れ、関係部署と連携の上、住民の皆さんのニーズ把握や意見も聞きながら、道路整備による宅地確保の可能性がある個所について、協議、検討したいと考えます。

また、インターチェンジ付近への宅地造成に関しましても、高規格道路整備による発生土を活用し、宅地化が可能な個所も創出される状況もございます。

今後、国土交通省とも協議し、どの位置にあることが望まれるか等、また、現在、佐賀地区で進められています事前復興まちづくり計画の取り組みでも、住宅地の形成について議論がされており、今後も協議されていくと思いますので、その中で出された意見もお聞きしながら検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

課長の答弁をお聞きしますと、何かやってくれそうなようなイメージもあるわけですけど。

その具体的にですね。何ていうかな、今言われた事前復興の中で、いろいろと策定される中で、どこが宅地化に適正か。当然、津波の被害がない所を予想されて、黒潮町の佐賀、特に佐賀の場合ですけど、宅地に適している場所を模索して、結局、事前復興の、ここは住宅にしたらどうやらかというのは検討がなされて、策定がもう来年ごろには策定が完了すると思うがです。

そうした中で、仮に、その宅地造成をしたらいいという場所、そういう所が決定されるようで計画の中でうたわれるようなこともあればですよ、こういう状況の中で、じゃあ前倒しにして、そこについては先にこういう流出する人を抑制するために、先に工事に掛かりましょうかというような、まず取り組みにできないものか、いうことをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

山本議員の再質問にお答えしたいと思います。

今言われた、佐賀の復興まちづくり計画の策定に関しましては、昨年度から地域の皆さんとワークショップをしながら進めています。その中で、まだどこに何をというところまで、具体的には至っていないようにございますけども、その中で位置付けられるものとしては、被災後にどういう形を取るかということ

ると、事前に対策ができるところ、多分その2つは、今後議論の中になってくると思います。

そこの中で、事前にやっておいた方が事後の復興により効果がある。また、それに対して補助金があるといったようなところがあれば、それは積極的に事前対策として進めていく形にはなるのかと思います。それに関して、やはりさっき言ったように、どのあたりでどのようにというところを、今後考えていく。

宅地に関しても、多分その議論の中で現状把握というのはされていくと思いますので、そうした意見も聞きながら、今後考えていきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

ありがとうございます。

課長、それと、地域内の道路とか新設とか改良とかして、そのことによって宅地造成を促進するということをお願いしたんですが、まあ確かに、そういえば結局は、課長がおっしゃるように、その他の管理すべき町道であったり、そういう維持管理であって、すべて含めてそれを優先順位がどうなるかということもあると思うんで、十分それは分かります。

しかし、現状の今の町道についても、改良というのは結局は利便性だけの話であって、私が考えるにはです。利便性の向上ということが第一目的であるであろうと、それと安全とかですね。そういうことになると思うんですけど。私の言う町道の新設とか改良というのは、もう全くない所とかある所に、道を作ることによって宅地造成すると。

町はなかなか、工事をやって、新しく道路を設けて、宅地を造成して、その工事費を転化して、土地に。それで売買するというのはなかなか高額な場合もあるし、それと、どれだけのニーズがあるかということも把握しないと、なかなか、この事業はうまくいかないところがあって、最後には塩漬けの土地が残ったりすることは、過去にどの市町村でも多く見られている。ただ開発だけをしたという結果として。

ただ、私が言ってるのは宅地はいいんです。その後、その一つのツールとして町道を造ってくれ、公の道路とか公の側溝というのはね、うんと大事なわけです。家を建つには、だからそのことをもっと優先的に考えてもらって、町道の利便性とか改良というのは私も大事やから分かります。しかし、それはそれとして、それがあからこちができないというんじゃないで、やはり計画がなかったら前へ進まないわけで。新設する町道には補助金があるできるんで、だからそのへん十分ね、検討していただいて、地域の中に何か所かできる所があると思うんです。課長もご存じのように。やはりそうしたところから取り掛かると。一方では、町道の改良も行うと。それは財源を伴うことですから無理があるかも分らんけど、やはり、黒潮町に人を残さないかんわけですから、最終的には、そうしたことをやっぱり考えるとですね、改良が終わってからというような話をしゅうと人はいなくなる。やはり若い人たちが今、無理してでも、黒潮町の佐賀なんかでもそうです。もう津波が来ることは分かっているけど、やはり、もうそれは自分たちの範囲の中ではもう仕方ないと、土地を求めて、新築もされてる方も何人もおられます。

やっぱりそういう人たちは、その地域に根差してという意味じゃなく、もっとほかに土地があればというのは必ず考えがあったんじゃないかと思うんです。だから、もうちょっと若い人が建てやすい場合、インターの近くであったり町道の近くであったという所を求めるわけですから、ぜひですね、もっと具体的に前向きに取り組んでほしいと思うんです。

課長は前向きにやってくれるとは思いますが、やはりこれをやるとこちが立たずというようなこと

を考えだすと、やはり均等にしかならんわけで、特に新設する町道は後回しになるんですよ。

しかし、将来の黒潮町を考えたときには、まずは改良よりか新設が大事であれば、そっちの方に力入れるべきじゃないと思うんですが。

課長の今後の取り組みとしての姿勢をですね、伺いたい。課長の取り組みが町長の取り組みやと思いますので、そのへんを踏まえてですね、ご答弁願いたいと思います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では私の方から、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

議員おっしゃられるご提案と申しますかご意見は、私の方でもずっと考えてきた、大規模住宅じゃなくて小規模住宅の振興の政策として非常にいいアイデアだと思っております。ただ、その場所をまだ確定できてないというか、道をつけるにも費用対効果の課題も整理しなければいけないですし、さまざまなことがございますけれど、大規模宅地開発とは違って、また事業に取り掛かりやすい要因もあろうかと思っておりますので。今年3月、まちづくり課長の方からも答弁したとおり、各地域でどういうふうな候補地があるのか。そして道とか、あるいは水道もそうかもしれませんけれど、そういうことをすることで宅地を造りやすくできるのか。もう少し調査しながらですね、事業の選定、あるいは検討をしていかなければならないと思っております。

また、場合によっては民間企業が開発するという計画があればですね、そういう場合も、町の方では取っつけ道路を造るなり、そういうふうな支援は今後も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9番（山本久夫君）

では、これで私の質問を終わります。

どうも。

議長（中島一郎君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

おはようございます。

それでは、私も2問ほど質問させていただきたいと思いますが、質問の中で多少、横にそれたりすることもあると思いますが、お許し願いたいと思います。

まず、1問目ですが、避難道調査後の結果はどうなっているのか。

これは昨年7月の大変暑い時期に、避難道の見直しを、町職員や地域の区長さん、防災組織のメンバーなど、多くの人が集まって実施しました。これは恐らく町内全域の避難道の見直しだと私は思っていますが、その結果はどういった判断になっているのか。

そして、前回の私の質問への答弁で、町長も大規模災害の場合、公営住宅の耐震化など、避難道だけでなく、さまざまな課題があるとされていました。

確かに、防災対策は問題、課題が多くあります。その中でも、30年以内に起こるであろうと言われてい

るこの南海トラフ大地震、そう言われてはや10年が過ぎました。今日来ても、明日来てもおかしくない、この南海トラフ大地震に備えて、今、どれだけの防災対策ができていますのか。

まず、お聞きします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは吉尾議員の、昨年度の避難道点検の結果はどうなっているのかについてのご質問にお答え致します。

昨年度の避難道一斉点検につきましては、区長さまはじめ地区の役員、代表者の方々等、大変多くの皆さまにお世話になりました。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

調査を行った避難道229路線のうち、報告がありましたもの、異常なしが204路線。軽度のひび割れ等あるものの、問題ないものが12路線。修繕の必要な避難道が13路線で、本年度予算での対応としております。主な修繕の内容は、避難誘導灯のバッテリーや基盤の交換、避難道ののり面対策等の修繕、避難道の階段や舗装の修理、転落防止柵の修理となっております。

なお、修繕を行う基準として、避難道としての機能を損なう損傷や崩土、現在設置している誘導灯の故障等としております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

私が思っていたよりかなり少ない補修の道だと思っております。

ちなみに、5月には石川県で震度6強、千葉県で震度5強、東京、伊豆諸島で震度5弱など、今年もいろいろな所で地震が発生しております。

避難道の確保から、避難後の対応、対策、仮設住宅の設置など、さまざまなことを想定して計画されていると思いますが、先ほど山本久夫議員も質問にも挙げていたように、高台への宅地造成も一つの地域だけでなく、できれば何カ所もの地域に造るべきだと思いますし、仮設住宅に入っても家のなくなった人たちは、1年や2年では出ていくことはできません。一生出ていけない人もいるかもしれません。

ということで、高台も宅地造成により、企業の誘致や仮設住宅設置に向けても大変いいと思っておりますので、ぜひ、前に進めていただきたいと思っております。大規模災害に対する全ての対応がスムーズにできるよう、緊急性を持って進めていってくれることを期待致しまして、再質問をしないで終わりたいと思います。

続きまして、2番目のマイナンバーカードの申請手続について。そして、マイナンバーカード、パソコンやスマホで申請手続を行った場合の受け取り方法についてお聞きしたいのですが。

まずその前に、おとといの12日に国会中継が行われていて、いろいろな方が質疑を行っていたのですが、ほとんどの方がこのマイナンバーカードについての質疑を行っていました。

苦情やミスが今、数多く発生しております。例えば、公的な寄付金を受け取るために、マイナンバーカードと預金口座を紐づける公金受取口座の登録をめぐり、別人の口座情報が誤って登録される。マイナ保険証に個人情報、他人の年金情報が閲覧できる。マイナーカードで別人の住民票など、まだまだいろいろ

ろ出てきており、個人情報保護の信用問題となっております。

それでも国はマイナンバーに力を入れ、普及率を上げようとしております。しかし、全国では、4月の時点で、普及率はまだ50パーセントに達していないとのことでしたが、今はどうなっているのか。このマイナンバーカードの普及が進まない原因と致しましていろいろとありますが、まず発行手続きが面倒過ぎる、受け取りに窓口へ行く必要がある、定期的な更新が必要、紛失時の再発行も面倒だし、紛失したときのリスクが大きい、プライバシー侵害の不安、個人情報の漏えいが心配、パスワードの再発行も面倒。こういうことなどが、マイナンバーカードを作らない理由となっているようです。

黒潮町が今、マイナンバーカードの普及率がどうなのか。そして、マイナンバーカードの受け取り方はどんなになっているのか。そこについてお聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

吉尾議員の一般質問、マイナンバーカードをパソコンやスマホで申請手続きを行った場合の受け取り方法についてお答え致します。

マイナンバーカードの申請方法には、大きく分けて3種類ございます。1つ目が、既にお届けをしている交付申請書での郵送申請、2つ目ですが、交付申請書に記載をされておりますQRコードを使って、パソコンやスマホなどで行うオンライン申請、3つ目が、窓口にお越しいただいたの申請です。

議員ご質問の、オンライン申請の場合におけるカード受け取り方法についてお答えを致します。申請に基づきまして、地方公共団体情報システム機構J-LISより自治体にカードが届きます。この間、約1カ月ほどの期間を要しますが、カードが町に届いた段階で、申請者の皆さまにお知らせのはがきをお送りしております。お送りしたはがきと通知カード、本人確認書類をご持参の上、来庁いただきますと、その場で暗証番号の設定を行い、カードを交付致します。この暗証番号を用いて、電子申告やコンビニ等での住民票の発行、マイナポータルを活用した各種サービスなどが利用可能になります。お知らせのはがきが届いている方のマイナンバーカードは、来庁いただければお渡しできる状態になっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、黒潮町内のマイナンバーカードの交付率でございますが、令和5年5月末の交付率としましては、77.83パーセントとなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

私が思うにはですね、自分の家からでもパソコンやスマホで手続きができ、それでマイナンバーカードができ、役場まで送られてくる。しかし、その役場まで取りに行かなくてはいけない。もちろん、代理でもオーケーということなんです、その代理人もいない人。人に頼むのも面倒だし、いやという人もいます。

出ていなくてもいいからと思って申し込んだのに、結局、出ていかなくてはいけない。これでは、ネット申し込みの意味がない。出ていかなくても、ネットと電話で受け取りの手続きができ、家の方へ送ってもらう。そういった手続きができないのか。

なかなか国の決まりとかもあるので、難しいところあると思いますが、これを保険証にしていくというの

もあります。問題もありますが、今のところは、そういうことで、予定としては保険証もなくしていくというようなことになっておりますので、皆さん、保険証がなくなったら困りますので、いやでもこれを作っていくかなくてはいけない、そういう感じになりますので。

そうなった場合に、出ていかななくても受け取りができるようになる。県や国以外にも、市町村でいろんなそういう方法を考えていただいて、そういう工夫ができればと私は思っております。

そういう可能性はありますでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

役場になかなか取りに来るのがというお話はもちろんお伺いをするんですが、現状で言いますと、一度も来庁せずに申請から交付までというのは、現状、不可能な状態ではあります。

唯一、一度来ていただいて、その後、来なくていいやり方というのは一つだけありまして、これが申請時来庁方式というのですが、カードの申請時に本人確認をさしていただきまして、その後、暗証番号設定依頼書というものを記入いただきご提出いただいた場合には、交付時の来庁は不要になります。この場合ですと、カードが届いた時点で依頼書に基づきまして暗証番号の設定を職員が行います。それを本人限定郵便で郵送するというやり方がございます。ただ、これにしましてもやっぱり一度は来庁いただく必要はあります。

それともう一つ、お勤めの方なんかで役場の5時15分までに取りに来られない方もたくさんいらっしゃるんで、これまでも窓口延長というものをやってきておりまして、来月7月からも窓口延長等は考えておりまして、受け取りやすい環境整備というものには努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。

ぜひ、これからどうしてもやっぱり作っていかないかんようなことになりますので、いろんな人がいるということで、出ていかななくても手続きができ、受け取りができるような、そういう方法も考えていっていただければと思っております。またよろしく申し上げます。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（中島一郎君）

これで、吉尾昌樹君の一般質問を終わります。

次の質問者、澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

それでは、今回、僕は1問だけの質問をさせていただきます。

子ども支援についてです。

先週の木曜日、6月の8日でしたでしょうか保育園の方で、中央保育園です。中央保育園の方で子どもの太鼓教室をやってくれということで、準備を手伝いさせていただきました。

そのときに、年中、年長でですね、町内の全保育園の園児が集まってくれました。122人。もう本当に

ね、うれしいなと思ったことです。この子たちの本当に未来をしっかりと保障しなくてははいけない。身の引き締まる思いでした。そして、子どもの声。声には本当に、やっぱ落ち着くなあという感じでした。本当に子どもは本当に必要だな。いなくなると本当に寂しいなということ、つくづくと感じた日でした。本当にいいことができました。まず、報告です。

それでは、子ども支援についてご質問させていただきます。

子どもの、出生率の低下にはさまざまな問題があると思います。1つや2つではないのが現実だと思っております。しかし、これから生まれてくる子どもに、そして今生まれている子どもに、今まで以上に支援をしていかなければ、地方、そして市町村は、ますます子どもがいなくなる現実になると思います。子どもの声が聞かれなくなると思います。

そこで、少子化による子ども支援策はこれからどうするのか、重要な局面を迎えているのが現実です。国の支援大綱もまだ出ておりません。財源の方も、まだ来年度ということでもまだ進んでおりませんけれども、黒潮町として独自の支援策が必要になってくるのではないかと思います。

まず、経済的な支援、そして教育の充実支援、両親が働く支援、子どもに対する福祉の支援など、まだ幾つもあると思います。他市町村にない子ども支援をこれからどう創造していくか、自分たちの手にかかっていると思います。

まず、1問目です。当町としての子ども支援策を何か考えていないか問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは澳本議員の、子ども支援に係る町独自の支援策は考えているかのご質問にお答え致します。

国は、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、急速な少子化、人口減少に歯止めをかけることができるラストチャンスと捉え、異次元の少子化対策を掲げ、昨日までに6回のこども未来戦略会議を開催しております。

6月13日の、6回目に当たる当会議では、こども未来戦略方針案が閣議決定され、2030年までの6、7年のうち、これからの3年間を集中取り組みをする加速化プランの期間として、できる限り前倒しをして進めていくこととしております。

そして、3つの基本理念として、1、若い世代の所得を増やす。2、社会全体の構造、意識を変える。3、全ての子ども、子育て世帯を切れ目なく支援するを提示し、具体的な施策としましては、児童手当の拡充、出産時の経済的負担の軽減、高等教育費の負担軽減、個人の学び直しの支援、子育て世帯に対する住宅支援の強化、妊娠から出産までの切れ目のない伴走型支援、保育の質の向上、ヤングケアラーや医療的ケア児など多様な支援ニーズへの対応、男性育休の取得促進など、多岐にわたる施策が検討されているところでございます。

町としましては、現在進行中である第2期子ども・子育て支援計画を踏まえ、令和6年度に第3期子ども・子育て支援計画を策定することとなっております。そのため、国のこども未来戦略方針や、本年度中に策定されるこども大綱、国の動向等々を踏まえ、子どもや保護者の声を反映させた計画を立てていきたいと考えております。

従いまして、町が次年度に取り組む施策については、今後、事業の優先順位も含め検討を進めて参りますので、現在は、具体的な施策としてお示しできるものはございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

令和6年度から策定ということですが、ちょっと聞きます。

経済的支援、現在も当町としてもさまざまな支援を行っておると思うんですが、子どもを持つ親の財政的支援、もっと必要になると思うんですが、まず、その考えはありませんか。

まだ、そこが出ておりませんか、何も。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複しますけれども、今後、事業の優先順位を含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

今後検討していくという答えですけども。

この子どもに関しての協議会、また検討委員会というのは定期的にこれからも進めていくということでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

先ほどの答弁でも申しましたところですけども、現在、第2期黒潮町子ども・子育て支援事業計画、こちらの方を策定をしております、黒潮町子ども・子育て支援会議というのを年1回開催をしております。そこには委員の皆さんとして、小中学校、それから児童市民委員、保護者の皆さん、それから保育所、教育委員会、あと、NPO法人、子育てサークル、社協等々、関係機関の皆さんにおいでいただき、さまざまなご意見をいただいております。

今後も、第3期の計画を作成するに当たっても、こういった関係機関の皆さんのご意見をしっかりと聞いていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

それ、年1回ですかね。

これからも年1回でいいんでしょうか。そこをこじやんと疑問に思うんですが。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

第3期の計画を作成するに当たりましては、複数回の会議を行っていきたいと考えておりますけれども、現在はこの事業計画の方が、その進捗(しんちよく)を皆さんと共有をさせていただき、ご意見をいただく、そういった機会を設けさせていただいているということでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

はい、よろしくお願いします。

それと、また続きますけれども、この教育の支援ですが、GIGA スクールも昨年度、2年前ですかね、2年前から始まり、なかなか黒潮町は他市町村よりも、なかなかレベルが高いということを耳にします。

これから、学校と企業の連携や職場教育の強化、充実など、将来の雇用、そして大事なのが、地元に残って働く取り組みも重要になってくると思います。

これもやはり子育て支援というか、そこに重要になってくると思うんですが、教育委員会としてこれはどう思うのでしょうか。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

子どもたちの将来、職業に就く等々については、各学校でふるさと・キャリア教育ということで実践をさせていただいておりますけれども、私どもが今考えていますのは、直接時に職業にいきなりつなげるのではなくて、まず、ふるさとにはどういう産業があって、どういう歴史があって、それにかかわる人たちはどんな思いでそれに従事しているのか、ということをしっかり子どもたちが学習をする。つまり、先人の思いでありますとか、ふるさとの良さとか、まずそういうところを知ることが大事だろうということで、ふるさと・キャリア教育ということで進めておりますけれども、やはり当町には企業が少ないですので、子どもたちが例えば職業体験をするという場合には、どうしても限られてきます。

これは今後のことをございませうけれども、これからはやはりデジタル技術を使って、この地域にはない企業と連携をする。あるいは、ただ単にその画面上でやりとりするのではなくてですね、例えばVR、バーチャリアリティのような具体的な機器を使って、あたかもその企業に行き工場内を例えば歩いているかのような感覚が得られる。あるいは、具体的に操作が、バーチャル上ですけども具体的に操作ができるとかですね、わざわざ子どもたちが移動しなくても、まるでそこにいるかのような体験ができるような技術も既に開発をされております。

我々も5月に東京で行われました。EDIX 東京という教育の見本展に、関係者と行ってまいりました。

それまでもそういうふうな、私が今説明しましたようなことが、今後教育に生かせるであろう、かなりの機器やソフトがあって、我々も参考にしましたけれども、まだいけません、かなり金額が高いということがありまして、今後はそういうことも導入も視野に入れながらですね、子どもたちの職業につなげていく教育を実践をしていくことも考えられるかなというふうに思っています。

いずれにしましても、我々教育委員会の使命は、子どもたちの自立。自立には、自分で立つという自立と律する自律と、両方の意味がございませうけれども。子どもたち一人一人が自立して、社会の構成員としてしっかり働いて、より良い人生を切り開いていく。これは支援でも何でもなくて、我々が本来目指さなければならぬ最大の使命でありますから、それに向けてですね、有効な手だては積極的に実施をしてみたいと考えております。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

積極的な取り組み、これからもよろしくお願いします。

そしてもう一点、両親が働く支援は、まず、子育てと仕事の両立が容易になるよう、親の支援も重要だと考えております。

全国の取り組みが弱いのは、労働時間制度や育児休暇制度の取り組みなど、町としての取り組みはどうか。

まず問います。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

今申されました職場での対応ですけれども、今現在の育休につきましては、男性職員も積極的に取るよということ取り組みを進めてまいりました。その結果としまして、今具体的な数字はここに持ち合わせておりませんが、育休を取る男性職員も増えてきたというふうに認識しております。

また、子どもの看護休暇等も積極的に取るように支援をしております、それにつきましても職員の方も、そういったことを進めておるといふ状況でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

積極的にそういうものを利用して、子育て、そして看護の方もやってもらいたいと思います。

そして大事なのが、保育料の問題です。先ほども町長の方から保育料のことは出ておりました。

将来的には本当に無料ということが望まれるんですけども、これはですねどうか、まず減免、そして最終的には無料と、そういう段階でやってもらいたいと思うんですけども。

町長、どうでしょう。この考えは、まず減免から。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思っております。

保育料の減免。あるいは無料、無償化。ご提案ありますけれども、これ皆さんが住民の方望んでおられることだと思っております。

ただ、やはりいかにせん財政上のバランスがございませうので、先ほどから子育て支援事業の全体的な優

先順位の検討なども答弁してまいりましたけど、一体的な課題の中で整理しながら、今後、対応を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

やはり優先順位も本当に大事ですけども、特にこの保育料の問題、本当に家庭の方では、相当負担の人もおおると思います。どうか一日でも早く、一年でも早く実現してもらいたいなと思います。

そして、子育て支援のことでちょっと調べておりましたが、なかなかちょっと僕も分からんことがありまして調べておったんですが、自分がこれからもっと必要になってくると思うのが、子育ての信用性という言葉です。何かと調べたんですが、子育てに関する情報やアドバイスの信頼性だそうです。非常にこれは重要で、子どもの健康や発達の直接影響を与えるため、信頼性のある情報やアドバイスを得ることが重要になってくる。

こういった取り組み、本当に信頼性のある情報が保護者の方たちにしっかりいってるのか。そして、健康問題でも一日も早くそれに気付くのか。そういった取り組みは、これからもっとも必要になってくると思うんですが。

健康福祉課長、どうでしょう。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

子育て世帯からは、町の方にさまざまなご相談がございます。この相談に対しましては、福祉分野では、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、地区担当保健師等が、また、教育分野の方では、各保育所、地域子育て支援センター、各小中学校等が把握している情報を基に情報提供をし、またアドバイスをし、相談に乗っております。町の担当の方にご相談いただいても構いません。

その際ですけれども、町の方からお伝えする情報やアドバイスにつきましては、国や県が出しています根拠ある情報に基づいたものとなっておりますので、安心してご相談いただきたいというふうに思います。

なお、相談窓口ですけれども、どこが受け止めても必要なところにつないでくれる場所として広く設けておまして、社協、あったかふれあいセンター、母子保健推進員、スクールソーシャルワーカー、子どもサポートセンター等々がございます。お気軽にご相談いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

町としても本当に、他市町村にないような体制を組んでくれております。しっかりとそういうのを、また周知してもらいたいなと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

2 問目にいきます。

この質問は、令和3年12月に1回ここで質問させていただきました。そのときの回答が、重要な子育て支援策であると考えておると。しかし、無料化を実施する他の交付金に影響が出る。慎重に検討する必要

があるとのことでした。現在、18歳まで医療無料化としている自治体は733自治体だそうです。

この間の新聞にも、また昨日の新聞にも載っていましたが、栲原町もこれを実施するという事になっております。

あれからどう検討したのか。そして、これからの取り組みができないかということで、18歳までの医療費延長をどうにかできないかということをお尋ねします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは澳本議員の、15歳までの医療費助成を18歳までに引き上げできないかのご質問にお答え致します。

先ほどの答弁の中で説明させていただきました、こども未来戦略方針案の中で、高等教育費の負担軽減が取り上げられており、奨学金制度や授業料等の減免、給付型奨学金等が支援策として挙げられております。教育費の負担が理想の子ども数を持たない大きな理由の一つとなっており、特に高等教育については、喫緊の課題とされているとまとめられております。

また、2024年度中に児童手当の拡充についても検討が進められており、高校卒業までが示されております。

こうした背景を受けまして、町としましては、16歳から18歳までの医療費についてもこれまでの実施の検討をしてみましたが、この異次元の少子化対策の一つの施策としても、本年中に国が策定をすることも大綱の内容を確認しながら、また情報収集をしながら、子育て施策全体として検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

課長、ちなみに、直近の16歳から18歳までの医療費、年間どれくらい要ってるのか、ちょっと教えてください。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今現在行っているのは中学生までの医療費になりますので、その実績値で申しますと、令和元年度が2,520万135円、令和2年度は2,016万5,856円、令和3年度年度が2,298万132円、令和4年度が1,909万5,918円となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

それじゃあ、16歳から18歳までは分からないということですよ。大体、概算みたいなのは出ませんか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

高校生が入ったとしての予算というのは、今年度の人数で試算をしておりますけれども、高校生 218 名です。

医療費というのはかなりばらつきがありますので、小中学校の実績から 1 人当たりの医療費を算出しますと、2 万 1,080 円となります。高校生分としては 459 万 5,000 円ですので、500 万弱くらいになるのではないかというふうに試算をしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

500 万。どうにかなりませんか。いや、本当に。

実際のところ、入院とか重い病気になってくるとまた負担の割合が違うんですけども、日帰りの入院とか、また通院とか、そういう軽い病気の場合、できませんかね。そのために、やっぱりふるさと納税を使うとか、それぐらいのことはできると思うんですが。

どうでしょう。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今、澳本議員言われたように、予算につきまして、町の方でもさまざまに検討が必要かというふうに考えております。

また、国のこども未来戦略方針を確認しましても、今、子どもと施策というのは大きな変換点にあるというふうにも考えております。

けれども、先ほどから申しておりますとおり、国の動向や今後もあるかどうかとも分かりませんが、県の独自施策等もあるかもしれないというところで、そういったところも勘案しながら、町の子ども施策を全体で検討しなければならないと考えております。

そのため、実施の有無や実施時期等も含めまして、全体として検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

全体としても考える。それ大事なことだと思います。

これも令和 3 年度から僕たちがこういうふうに質問してきているのに何も進んでない、ということが現実ですよね。何のためにふるさと納税をするのか。もちろん財政的なこともあります。

やっぱり、子どものためにお金を使わなかったら、やっぱりいかんじゃないかなと、そう思うんです。し

っかりと、18歳まで医療費もただですよ、黒潮町は。そしたらまた子どもたちが、それから20歳過ぎると、まず仕事をし始めると納税者になります。それから何年納税するんですか。40年、50年、納税者になってくれるんです。

しっかりと子どもたちに、今、高校生まではしっかりと補助します。そういう姿勢がほしいんです。

町長、どうでしょう。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、澳本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、県内のですね近隣の自治体についてももう過半数、ずっと超した率でやってるのも承知しております。例えば、県内の町村レベルで言うと、先ほどおっしゃった梶原が入るとしたら78パーセントはもう高校の医療費無償化。全体、市も入れると34自治体で割ると58.9パーセントですから、もう過半数を超えてる状況。だから、議論の機は熟しているとは認識しております。

ただ、財源はふるさと納税とかいうご提案もありましたけれど、これ制度すると恒常的な制度でずっと続ける制度しなければならないと思ってますので、財源についてはしっかりと、当座を言うんじゃないくて基本的な、ふるさと納税が仮に制度的になくとも続く財源を確保していかなければならないですので、財源は別として、機は熟しておると思いますので、先ほどからさまざまなご質問、子育て支援事業に対する質問で出てきた課題、全てを整理しながら、これもまたしかるべきときに、しっかりとした判断をしていきたいと思っております。

そういう認識でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

しかるべきときに本当に、きっちりとした答えを出してもらいたいと思います。

そして定期的に、本当に言えば1カ月に1回ぐらいは、子どものためにしっかりとした議論をしてほしいと思います。

以上で終わります。

議長（中島一郎君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、10時35分まで休憩します。

休 憩 10時 22分

再 開 10時 35分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

それでは、議長の許可をいただきましたので発言をさせていただきます。

1番目のですね、医療、福祉、介護等です。などについて質問を致します。

まず1番目で、大方町佐賀町合併協議会は、診療所の取り扱いに関すること（協定項目20-28）診療所の取り扱いに関することについて次のとおり提案すると。佐賀町の国民健康保険（直営）診療所及び出張診療所については現行のとおり新町に引き継ぐ、佐賀町医療問題検討委員会（設置目的）で、地方自治法第138条の4第3項に基づき、長期的地域医療の体系を確立するため、佐賀町医療問題検討委員会を置く。

カッコ2、町の医療体制の確保に関すること、その他町長が必要な事項について調査審議する。

以上についてですね、合併以来こんにちまでどういうことがなされてきたのか。

令和4年3月の私の質問に対しては、医療問題検討委員会設置条例は新町に引き継ぐことになっていたが、現在の黒潮町にはその条例がない。また、健康管理対策条例についても把握できてない状態であり、地域住民課、健康福祉課、住民課で対応、検討するという答弁がなされておりますが、これはどういうことになっておりますろうか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、矢野昭三議員の1の1番、医療問題検討委員会についてお答えを致します。

なお、本件につきましては昨年6月議会での議員から同様の質問がされており、その時の答弁と重複致しますがご了承いただきたいと思致します。

本件につきましては議員ご質問のとおり、合併協定書に新町においても設置すると明記されているにもかかわらず、新町発足後も設置されていないのが現状であります。

これらの課題を協議するため、昨年度、住民課、健康福祉課と当課の3課による検討会を立ち上げ、本町の医療体制を協議する場をスタートさせました。

方向性と致しましては、黒潮町全体の医療問題を検討する場とし、町内の民間医療機関にも参加していただきたいと思っております。

現在、当課において医療計画、指針のようなものですがけれども、その策定作業を行っておりますので、その策定作業の中で本委員会の設置も協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

これは、これ合併したが平成18年3月20日、合併新町発足ですよ。その前に、前段として平成17年6月24日付の、これ協定項目、提案し、これ可決されるわけですね、両町の約束です。約束。これを前提に、まちづくりが進めていくという前提ですよ。

これね、今傍聴に、後ろへ将来の黒潮町を担っていただく若い方がおいでいただいておりますが、これ、やりゆうやりゆう言うてももう何をどうやりゆうか全然分からんし、これ自体はですね、条例がなくなっておると言うことを言いゆうがですよ。いつまでそういう会議をし、この条例がですね、ないがですよ。ないまま、これ合併、18年だから現在16年たってるでしょう。これ、なんでこのまま放置するがですか。約束違反も甚だしい話じゃないですかねこれ。

これ、町民が見ゆうがですよこれ。初めての質問しゆうわけやない。もともとこういう約束の下に黒潮町ができた。誕生した。しかし、この検討委員会、この条例そのものがない。このことを言いゆうがです。

当然それは会もせないきませんが、条例を、これないまま、いつまで引っ張っていくつもりですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

合併協定書の協定項目 20 の 28 番には、診療所の取り扱いについてという項目であったというふうに理解しております。

その中には、現在の国保の診療所を新町に引き継ぐとか、たくさんの項目があります。その佐賀町医療問題検討委員会についても、その中の一つであったと理解しております。

その他の診療所等につきましては、新町に現行どおり引き継いで、現在も運営をしております。

この医療問題検討委員会につきましては先ほどの答弁でも申しましたが、今、医療計画等指針等の協議する場を 3 課で設けておりますので、それを本年度中に策定する方向で今、策定作業を行っております。

その中で、この医療問題検討委員会についても審議協議することにしておりますので、いつまでにとかという具体的なことは申し上げることは現在ではできませんけれども、その検討委員会の中で協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

これはですね、当時の条例としては、佐賀町医療問題検討委員会条例と、もう一つあるんですよ。そのことは前回、昨年度、これまで質問しておりますよ。条例の固有名詞を挙げて。佐賀町健康管理対策委員会条例がある。これ 2 つあったんですよ。2 つともないということをお願いがですよ。

これはね、佐賀町だけの問題やない。今は黒潮町の問題である。黒潮町内で在住の方が中村の病院へかかるときに、2 日に 1 回通わないかん。自分は運転できない。免許取り上げいうか返納。だから、子どもなり親類縁者に頼って通院をされゆう。そういう方が中村へ家を借りて、そこから通院されゆう。ある方は、こればう病院がないところはおれん言うて、近隣の町へ家を構えて出ていきゆう。また最近では、ここは病院が遠いき駄目だ。高知へ住所を移す。私の最近知るところでも、そういう話があるんですよ。

これね、もうちょっと危機感を持ってやってもらわな困りますよ。この 2 つの条例ともないがですよ。

それから、最初のところは診療所だけの問題じゃない。目的は、町長の諮問に応じ、保健行政の基本方針、健康管理体制の確立などの事項について調査、研修、審議を行い、答申、建議することを目的とする。そういうがですよ、一つは。

それから、医療問題の検討の方の任務は、町長の諮問に応じて次の各項に掲げる事項について調査審議する。町の医療体制の確保に関する事、その他、町長が必要な事項とあるんですよ。

どういう会議をしゆうか分からんけれども、具体的に町長はどういう指示命令をしたのか。これがいつまで延々とやるのか。病気の高齢とか、あるいは障がい者、健康弱者にしたらね大変なことなんですよこれ。直接命にかかわる問題やもん。医療のことは、もっとね、確かな返事をしてもらわな困る。こういった条例がない、いつまで続くか。約束違反じゃ。中学生の皆さんに対して申し訳ない。せっかく傍聴に来ていただいておりますのに、まともな答弁せないかん。

これ、いつやる。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

繰り返しになりますけれども、今年度の医療計画、指針を検討する中で、この医療問題検討委員会条例、または健康対策委員会条例、これについても検討してまいりますので。いつまでということは申し上げることはできませんけれども、今年度、その協議をしていきたいと考えております。

以上です。

（矢野昭三議員から「町長からどういう指示命令があったが。答弁漏れ。町長、これどんな指示命令しちようがですか」等の発言あり）

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

議員ご質問のとおり、合併協議会の協定第 55 号ですね、協定項目 20 の 28、この中で新町に引き継ぐというふうに明記されてることについては、しっかりと引き継いでいきます。

ただ、おっしゃるとおり、16 年以上たってるのにできてない。ご指摘のとおりでございます。

先ほど課長が示したとおりですね、これは決してやらないとかの約束を破るとかいうことでなくて、時期が遅れて、検討がスムーズに進んでないという状況でございます。

佐賀町医療問題検討委員会という名前になってますけれども、恐らくこれは黒潮町医療問題検討委員会とかに代わってくると思いますが。幸い、佐賀の拳ノ川の診療所にも専門の医師を町の職員として招くことができましたので、その体制もできたところから、町の本当の医療体制の課題というのは、議員おっしゃるとおり非常に深刻に受けとめておまして。先ほど課長が申しましたとおり、医療計画の指針をしっかりと決める中で、この合併協定に書かれているような、医療問題検討委員会等の条例を設置して進めてまいりたいと思っております。そのように、実務の方の指示はしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

でね町長、それいつまでにやれという話してもらわなあよね。

ほんとにね、山間部の方のお話ですよ。医者行くのに朝 4 時半に起きゆう。80 歳過ぎた方が、ご夫婦、4 時半ですよ朝の。医者へ行くための準備。そういったこととか、バスのリレーでつなげて病院へ行く方なんかも、乗り遅れたら次に乗り換える車、バスに乗り遅れたら、帰りの車もないがですよ。免許を返せ返せ言うけど、返した結果としてですね、何ともならんということがあるので、町長これね、いつまでという分をね線を引いてもらわないきませんよ。それはね、町長はね命令せんからやらんがですよ。命令をせないかん。部下は、命令によって仕事をせないかん。そういう法律ですね、法律は。

だから町長、いつまでにやれなんですか。これ、合併の前はええこと言うちゅうがですよこれ。17 年 6 月 24 日付でそういう文書が出ちゅう。合併協定の。合併する前はええことばかり言うちよって、合併した途端に知らん。いまだもって、いつやるやらまだ分からん。

町長、まあ一回まともに答えてください。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

いつまでにやるか明言せよということでございますけれど、もう既にここまで延びておる状況でございますよね。ここまで延びておる状況でございます。これはいいとは思ってません。そのことはもっと早くすべきだったと思ってるんですけど。

ここまで延びてる状況でもありますので、速やかに指示はしますけれど、その前にしっかり当町の医療計画の方向性、指針というのをしっかり持つ中で、併せて、この問題検討委員会を立ち上げていく作業を進めてまいりたいと思っております。

そんなに遅くなるつもりもございません。年度内、そしてできるだけ早い時期にですね、やるように指示はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

若い傍聴の方もそれで理解いただいたと思いますので、この件はこれで終わりますが。

次のですね、福祉、医療、介護計画などは住民の声を直接拝聴することが必要と考えるが、どのような取り組みをしているか。

問います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは1の2番、住民の声の拝聴についてお答えを致します。

黒潮町では、福祉や介護、医療に限らず、各種事業を推進する上でさまざまな計画書を作成致します。

その計画書の策定過程において、専門家や住民の代表らで組織する委員会や検討会を立ち上げ、広く意見を募集する手法を取ってまいりました。この手法は、今後も継続したいと考えています。

例えば、本年度、黒潮町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の改正を行います。昨年度中に住民ニーズを把握するためのアンケート調査を行いました。このアンケート調査は、要介護1以上の方を除く65歳以上の方全てを対象にしており、町内で4,000人以上の方を調査対象にして行いました。

さらに、若い方に対しましてもスマートフォンを活用したアンケート調査を行い、幅広い年代の方々から意見を伺いました。これらは全て、住民の声を施策に反映させるものであります。

また、アンケート調査以外に住民の声を聞く手段と致しましては、直接地域に出向いて行う座談会やインターネットを利用して行うパブリックコメントなどがあります。

分野は異なりますが、本年1月に佐賀地域を対象に行った事前復興まちづくり計画に対する意見交換会、ワークショップとも言いますが、座談会方式を採用したものであります。

いずれに致しましても、町としてはさまざまな手法や機会を通じて住民ニーズの把握に努め、その中で得られた意見やデータを施策に反映したいと思っておりますので、今後もこれらの手法を継続しながら事業を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

私の質問は、直接住民の声を拝聴することが必要ではないかという質問なんです。

どっかへ集まっていたいでやるというの、それも一つの方法じゃろうが、それはどういう人選をしておるか分からないが、私が強く訴えたいのはね先ほど言ったように、もう高齢になって足腰が不自由になり、毎週のように病院へ行かないかん。行く病気も違う。もうそんなんやったら家を借りて、そっから通院すると。それがましじゃという声が、直接私には届いておるんですよ。

そういうことは黒潮町、わし行政としてこれでいいのかと。いいはずはない。もうちょっと住民のところへ出向いて行って声を聞くべきである。それはそういうアンケートを取るとか、どっかへ集まってもらうが、行政はそれは楽なと思うよ。だけど、動くのにもなかなかそれは大変だというような人の声は、これどうやって拝聴するつもりですか。朝の4時半から起きて準備せないかんと。そういう方の声は、一堂に会した会の中で出ましたか。

どうです。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

座談会、ワークショップなどについてはですね、実際にその会場に来ていただかなくてははいけません。仮に来ていただいたとしてもですね、なかなか発言するというのは勇気のあることではないかというふうに思います。全ての方の意見がその座談会が出るかどうかというのは、疑問な点はあるかと思えます。

ただ、一つの手段と致しまして、先ほども申しましたがアンケート、これについてはですね、先ほどの計画の中では4,000人を対象にしておりました。で、それ相当の数の方にアンケートを行っておりますので、ある程度の意見は掌握できているのではないかというふうに考えております。

会議に出れない方についてはこのアンケート等が有効な手段であると思っておりますので、今後も行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

課長言ったことは本当のこと一つ言いよった。わしが思ったのは。みんながみんな発言ようしないですね、正直な話。

特に弱い立場、健康的に弱い立場等の方たちにとってはですね、相当勇気の要る発言になってきます。そこへ集まることも大変じゃし、集まってその発言、困りごとですよね、通院等病気のこと。それをね発言すること自体が大変な負担になるわけです。それをね、言いとうてもよう言わんがですよ。意見がなかったでは済まん。言いとうてもよう言わんところに問題があるわけです。

そこをね、聞くためにはどうするか。やっぱり出掛けて行ってね、このそれぞれの地域へ出掛けて行って、そのご自宅で声を聞かせてもらう方法が一番確かな声が聞かしていただけると、このように考えております。

それはね、事務的には大変忙しいかも分からんけど、住民の方からすれば、後々またお世話にならない

かんという気持ちが先に出てくるわけですね。だから、思うちゅうこといっぱい言うわんがですよ。

前々から言いゆうように、職員の方は皆さん元気な。足腰も丈夫いし、車も上手に乗れる。優秀な人ばかりやけど、やっぱりね、高齢独居、高齢2人等になってきますと、そのへんが大変な問題になってくるわけですね。そのへんを踏まえた行政執行をしていただきたい。

最近駐在所においてもですね、出前駐在所ですか。診療所においても出前の方向性にありますわね、大きな流れが。ここの町の行政もね、僕は出掛けていったらいいと思うんですよ。そうするともっと確かな話が聞けると思っておりますので。

どうですか、これ出掛けていくということについて何か支障がありますか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、私の方から再答弁させていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、住民の方のところに直接出向いて声を聞くというのは非常に大事だと思っております。おっしゃるとおりだと思っております。

実際、町の方でこの福祉、医療、介護に関するそういう作業というのはですね、やはり職員だけではなかなかできません。具体的にやってるのは、町内に6カ所あるあつたかふれあいセンター、このアウトリーチの事業で、コロナ禍においても年間4,000回を超えた訪問をしております。多いときで6,000回ぐらい。だいたい3、4年平均取ってみましても、町民の過半数以上、年間過半数以上の世帯にアウトリーチ型の訪問をしております。

そこで、その訪問が中で、やはり自分の意見はなかなか言えない方、さまざまなお困りの方を訪問しながら作業しておりますので、町としてはそのあつたかふれあいセンターの利用の中でヒアリングしたことなくかをさまざまな福祉、医療、介護の計画の中に集約して生かすような方向になろうかと思えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

町長言われること、私もあんまり年が分かってしまうき嫌ですけど、アウトリーチ言われても困るがですよ。年寄りには分かりにくい。特別に勉強しゆう人は別として、やはり邦文を使って聞きやすい答弁をお願いしたいわけでございますので、町長、次お願いしますよ。

で、そのね、この幡多地域の医療計画等についてもですね、実は令和3年9月7日に、令和3年度ですよ、第1回高知県地域医療構想調整会議、幡多地域の分があつておるんですね。それに当町も参加してるんですよ。委員として。

このときは委員は、佐田課長が委員ながやけど代理で補佐が行ちゅうということになつちゅう。この議事録では、このときの議事録ではね、わし見ただけで何かね、黒潮町として発言したような記録がないように思う。しちゅうかも分からん。けど、わしが見た限りはそうなつちゅう。それで、今言うその福祉、医療、介護と、このそういった会議の中の積み上げをやってないと、これ県の医療政策課主催の会ですよ。今のやつは。そういう会に行っても発言力がなくなるので、しっかりと黒潮町の住民が困らないような地域医療計画を策定していただくということが必要でございますので、それはこれからの会議、町内の会議でまとめていただいて、県に対しても、黒潮町としてはこうしてほしいということをお願いするような計画

策定をしていただきたいということを期待しておりますが。

決意のほど、どうですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

そしたら再質問にお答え致します。

その会場で発言はあるないは別としまして、黒潮町の考えというか、意見、方向性というのは、県の方針にも当然盛り込んでいただきたい内容ですので、そこについては黒潮町の意見として県の方に具申ししていくという姿勢は継続していきたいと思えます。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それでは次のカッコ番ですね、運転免許返納者、交通弱者などに対する姿勢を問う。

これは、医療、福祉、介護等についての質問の中のカッコ3番ですので、そのつもりで答えてください。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは1の3番、運転免許証返納者や交通弱者に対する町の姿勢についてお答えを致します。

なお、本件につきましては、昨年の12月、本年3月議会でも議員から同様の質問をされており、そのときの答弁と重複致しますがご了承いただきたいと思えます。

まず、運転免許証返納者に対する移動支援についてご説明致します。

町内に運行路線を持つ土佐くろしお鉄道、高知西南交通、四万十交通の3社は、運転免許返納者を利用した際、運転経歴証明カードというものがございますけれども、それを提示すれば運賃を半額にしてくれるサービスがあります。

また、町の支援策と致しましては、入野地区のタクシー会社が、免許返納者に限らず高齢者や障がいを持たれた方の運賃を1割引にするサービスを行って来ていますので、その割引いた1割分をタクシー会社に補てんする制度などがあります。

次に、交通弱者に対する移動支援につきましては、路線バスやデマンドバスなどの公共交通をはじめ、あつたかふれあいセンターが行っている買い物や通院などを利用できる移動支援サービスがあります。

さらに、特定疾患を持っている方に対しては、通院する際の交通費の一部を補助する制度などがあります。

議員ご質問のとおり、高齢者や身体的理由で移動手段を持たない方、また、家族がいても町外や県外にいて対応が難しい方につきましては、移動手段の確保は切実な問題であります。町と致しましても、そのような方に対する支援の必要性を感じているところであります。

その対策の一例と致しまして、直診の拳ノ川診療所では、オンライン服薬指導に加え、オンライン診療の導入の可否を検討しているところであります。

オンライン診療は、患者さんの自宅に拳ノ川医療所の看護師が出向き、診療所にいる医師とオンライン回線で結んで医療行為を行うものです。これまでのように患者さんに診療所に来てもらう必要はなく、自

宅に居ながらにして診療や薬剤の受け取りが可能になりますので、移動手段を持たない交通弱者の負担軽減につながるものだと考えております。

また、路線バスやデマンドバスなどの公共交通におきましても、運行ルートやバス停、運賃等を可能な限り住民ニーズに沿った形にして、住民の負担軽減を図るようにしております。

いずれに致しましても、高齢化の進行によりこれまで以上に移動手段の確保は切実な問題でありますので、今行っている施策を継続しながら、今後どのような施策が実現可能であるかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

いただいた答弁でいいのはいいんですけど。

私がお会いした方もやはり長期、その方は大変重篤な病気の方でして、もう帰っても車乗れんかも分からんということがあって、入院中に車の処分、免許返納された方が、その後、体調が良くなりまして、うれしいことに帰ってこられたがはええ話なんですけど、その免許も車もないなっただもんで、よいよこれは困ったことになったということが、そういう切実な話もございまして、それらを踏まえた対策をこれからも強く推進していただきたいなあと考えております。

私には絶対免許を戻すなよという申し出がありまして、私もこれは重たい言葉だなあというふうに考えております。これからも、医療行政等についてもですね、前向きに住民の声を聞いていただきながら執行してくださることを期待しまして、次の質問へまいります。

次、2 番目ですね、産業振興ですが。

堆肥などを生産する体制を確立し農業生産の振興に努める必要があると考えますが、姿勢を問います。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

それでは矢野議員の2のカッコ1、堆肥などを生産する体制を確立し、農業生産の振興に努める必要があると考えるが、姿勢を問うについてのご質問にお答えします。

肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律、いわゆる肥料法により制度が定められており、普通肥料と特殊肥料に大別され、堆肥は特殊肥料の一部に位置付けられ、畜産業、農業等で発生する家畜ふん、稲わら等を利用したものとなっています。

同法では、肥料の品質を確保するため、肥料業者に製品の登録を受けることや、生産開始を届け出することを義務付けています。

また、販売に当たっては、成分含量や原材料等の消費者が品質を判別するために必要な情報を記載することを義務付け、国及び都道府県の立ち入り検査により登録時に確認した品質が保たれていることや、表示が適正になされてなされているかを定期的に確認することとなっています。

黒潮町での肥料、堆肥の生産体制ですが、平成22年度に高知県農業共同組合、当時は高知はた農業協同組合ですが、補助事業を活用し小黒ノ川に堆肥施設を整備しました。施設では、しめじを生産した後の廃菌床を利用して堆肥を生産しており、令和4年度の生産量は415トンとなっています。

生産された堆肥は、町内の施設園芸農家を中心に利用しており、需要もありますが需要に生産が追いつ

いていないとのことで、今後生産量を増やしていきたいとのことでした。

また、令和4年度に黒潮町畜産団地施設に鶏ふんボイラーを整備しました。その焼却灰について、できれば肥料原料として利用ができないかと考えています。

まずは、成分調査の実施ができるように指定管理者と協議をしているところです。成分調査の結果を確認し、肥料原料として活用できるということになれば、関係機関と連携し肥料生産に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

そのときには、地域資源の一層の活用ということからも地元農家が積極的に利用できるように農業生産部会等とも協議をし、農業生産の振興に努めていければと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

この件については先の議会でも質問したんですけど、これはね、5年6月9日付の全国農業新聞を見ると、今年の6月から10月分については一応28パーセントから20パーセントぐらいですか。まあ、ものによりますけど、下がるということのようなんです。それでも、令和4年ごろの単価になるということですが。この間、さまざまな資材の値上がりもあり、農家は大変困っております。やっぱり若い方たちが意欲を持ってよっしゃという気になってもらわないと、この町はだんだんだんだん弱る一方ですので、今やっておられる方が、誰かにも声掛けてお前もやれやと。努力したらやっぱりええぞという、報われるぞというような形の話をしていただければうんとありがたいわけですので、多少下がったいうてもですね、それは下がらんよりはましやけど、もっと下がってもらわないと困る。

商店へ行っても、量販店行っても、ニラなんか見よったら上がってないですわね。肥料が上った並みに上がっていない。それは一例ですけん、ほかのさまざまな産物がございまして、多分同じような苦しみの中にあろうかと思えます。

これはやっぱりね、行政が積極的に体制をつくる。トータルとしての体制をつくって、それで堆肥によって地力を向上し生産量を増やしていくという、その方向性をね、力強く答弁をしていただきたいわけですが。

どうですか。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

再質問にお答えさせていただきます。

議員もおっしゃられたとおり、肥料の価格はですね、農業新聞の情報によりますと国際相場の下落等により、今年の秋肥はですね、今年の春肥とべて複合肥料高度化成では28パーセント値下がりするというようなことは情報として出ております。

ですけれども、前の秋肥と比べてですね、下落幅は以前の上昇を上回っておりますね、価格は依然として高水準ということは認識をしております。

農業施策としてですね、いろいろ補助事業も行っており、昨年度は肥料の高騰等により経営を支援するために肥料、飼料、菌床などの購入経費に対して補助をしてきたところです。

どのような支援ができるかはですね、各農家さんからも意見を伺いながら、聞きながらですね、農業施

策として考えていければと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

誰がやっても難しいことというがは分かっておりますので。

ただ、住民が、農家が期待を持てる、そういう執行を強くしてもらいたいわけでございますので、今後の期待、活躍を、取り組みを期待しておりますので、次へ移ります。

それではですね、次のカッコ2番ですね、喜んで水揚げしたくなる市場機能のさまざまな整備が必要であるとするが、餌確保、夏場の労務対策、市場施設改善、乗組員に対するサービスなどを充実するか、姿勢を問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員のカッコ2、喜んで水揚げしたくなる市場機能のさまざまな整備が必要であるとするが、その姿勢を問うのご質問にお答えします。

まず、昨年、令和4年度における町内漁港の水揚げ実績につきましては、令和3年度と比較を致しまして、水揚げ量は3,312トン、104パーセントであり、金額におきましては10億8,900万円、123パーセントの増加となっております。

このことにつきましては、令和2年度より引き続き新型コロナウイルス感染症の影響における外出の制限、飲食の自粛、それら全般に伴う、飲食業などの景気減退を要因とする魚価の低迷が現在はやや回復基調であり、コロナ禍以前の単価へ戻りつつあります。

議員ご質問における、カツオ一本釣りににおける餌の確保における課題につきましては、全国的にも餌となるカタクチイワシの不漁が続き、取り扱う事業所の数も減少を続けているため、希望するイワシ数量の確保や購入に係る経費の高騰、蓄養に利用する小割施設の老朽化などが問題点として挙げられます。

イワシの確保につきましては、活餌経営体の関係者、皆さまのご尽力により、全国各地の餌場より集めることが続いておりますが、イワシの不漁、また、その確保に対する具体的な対応策は打ち出せてはおりません。

また、小割施設の老朽化につきましては、関係者との協議により、本年度事業におきまして、小割の水中係留部、アンカーの新設、ならびに、その取り替えを予定しております。

続きまして、夏場における労務対策、また、市場施設の改善に向けての対策になりますが、現在、漁協佐賀支所の慢性的な職員不足により、市場水揚げにおきましてさまざまな問題があり、課題としまして承知をしているところでございます。

町と致しましては、随時、高知県漁業協同組合との情報共有を図り、昨年度、漁業関係における地域おこし協力隊1名の配置を行いました。

しかしながら、現時点におきましても欠員状態は続いており、町における今後の対応策としましては、引き続き地域おこし協力隊の募集、また確保に努めるとともに、今後とも、高知県水産業振興課、水産政策課も交えて、さまざまな視点より新たな対応策の協議を進めてまいります。

市場施設の改善につきましては、将来的な衛生管理型施設改修への取り組みを伴う案件と考えておりま

すが、高知県漁協における経営収支の問題も含め、県も含めた三者間での協議に今後とも取り組んでまいります。

併せまして、以前より課題であります漁港水揚げ時における漁船乗組員等へのサービスや具体的なメリットについてでございますが、現在、事業としましては、引き続き水揚げ促進事業としまして、町内漁港水揚げに関する手数料の補助を1パーセント実施しております。

この事業につきましては、町内の漁業経営体のみをその対象としており、その他水揚げに関する他市町の漁船に対しての関連する補助はございません。

他県におきましては、水揚げを行った漁船乗組員の方が丘に上がったときの温泉サービス券などを配布している漁港もあることは承知しております。

今後とも、先進地の事例につきましてさまざまな角度より検討を行い、新たな制度設計に向けての取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

当佐賀漁港につきましてはご承知のように、第3種漁港でございますが、高知県に4つあるうちのひとつですね。

全国の漁船が入港する、そういうことを踏まえての港づくりでございますが、そのためには、当時、荒波が打ち合わせる真っ白なりゆう磯場へ現在のような港ができたわけですが、当時、素潜りなど、それからたて網いいますかイセエビなんか、たて網言わんかな。ちょっとそういう網漁などを含めて大事な漁場でやったものを、この港づくりのために解放していただいた。生活の場が小さくなったわけですね、素潜り漁の方にとってみたら。しかし、それもやはり船の大型化をしていって、全国から水揚げしてもらえるような港にして、町の振興、発展を図るという夢を持って、町が一丸となって取り組んできたことでございます。

そして、当時から言うのと相当な金を入れておりますよこれ。そして、負担金、あの漁港の負担金も大変な金額になっておるはずでございます。何億と言っていいと思いますが、ちょっと私には手元に資料はございませんが。

そして、また漁業研修生につきましても、黒潮町からフィリピンへ出向いていって、こちらへ漁業研修生として来てくださいやということで、全国で初めてやった、取り組んだ事業でございます。

それらのことを考えるとですね、昨今の港の状況見ると、大変寂しい。寂しいというか、寂しい通り越してですね、これは情けない、何とかせないかんよという気持ちがいっぱいあるわけでございますが、これは今の答弁の中で県漁協、それから高知県とも協議をするというようなお話もいただきました。そのときにはやはり、窮状をやっぱり言うていただく。

そして、合併等のことについてもですね、県の音頭取りでやったわけでございますので、黒潮町だけで物事を片付けるいうことは大変なことでございます。県行政にも今まで以上に頑張ってもらって、その拠点港としての整備を当然図らないけません。

それから黒潮町内には、ほかにも入野、伊田、灘、それから田野浦等々ございますので、それらを踏まえて一体的に水産振興を図れることを考えた水産振興、これが必要ではないかと考えております。

で、ぜひですね、力強くこの場で、それらのことに対してご答弁いただき、漁民の方がよね、夢が見れ

る、夢が語れる。若い人も、よし頑張ってみろうかと、そういうことにせないけませんので。

この一次産業の町でございますので、町長、そこあたりをね、どのように今後、県と話を進めていくのか。

ご答弁いただけますか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思えます。

佐賀漁港を中心とする黒潮町の町管理、県管理の漁港の活用について、非常に大きな課題だと認識しております。

特に、佐賀は拠点港として、カツオの水揚げ、また一本釣りの拠点ですので、しっかりと対応しなければならぬと思っております、ちょうど先月でしたか、カツオの高知カツオ漁業協同組合の代表者、そして民間の会社の一本釣りの社長と一緒に、直接知事の所にお話に行ったところでございます。直接漁師の声を、知事自体に届けることがまず必要だと思いたしたので、そういうことをやってまいりました。

今後も、県に対してはさまざまな形で、高知県漁協と一緒にですね、そういう要望を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

前向きに取り組んでいただくことを期待しまして、3 番の防災に移ります。

カッコ1 で、国道 56 号の冠水対策について、国土交通省へどのような要望しているか問います。

再三、この問題は質問してございますが、どの程度まで話が進んでおるのか、答えていただきたいと思えます。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは矢野議員の 3 番カッコ 1、国道 56 号の冠水対策について、国土交通省へどのような要望をしているかについてお答えを致します。

黒潮町における国道 56 号の冠水状況と致しましては、近年では、令和 2 年 9 月の豪雨と令和 3 年 9 月の台風により、不破原地区と伊与喜地区の国道が冠水しており、このうち令和 3 年 9 月の冠水時には、国道の全面通行止めが行われております。

国土交通省中村河川国道事務所に対しましては、国道 56 号、不破原地区と伊与喜地区におきまして冠水している事例がありますのでその対策と、その原因であります伊与木川の流下能力を上げる手だてを、国からも県に対して要望していただくようお願いしているところです。

また、本年度、一般国道 56 号バイパス建設促進期成同盟会における要望活動時の要望書に、黒潮町不破原地区から伊与喜地区の冠水対策を図る内容を盛り込むよう、次期総会において提案することとしております。

黒潮町を通る国道 56 号は、県の中心部と西部を結ぶ唯一の幹線道路であり、当町のみならず県内外多く

の利用者がいる重要な道路となっておりますので、期成同盟会からも国への要望を行うよう、提案してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

通告はどのような要望してるかということでございますが、要望をしてもですね、要望のしっ放しではいけませんので。

国においては、どのようなうれしいお話をさせていただいておるのか、そこを聞きたいですね。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

再質問にお答えしたいと思います。

国の方との話についてですが、今度、先ほど答弁の中で盛り込まさせていただきました一般国道 56 号バイパス建設促進期成同盟会における要望時について要望書に盛り込むこととお話をしております、その件につきましても今後になるんですが、国と町の方でその対策について協議をしていくこととなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

じゃあ、次のカッコ 2 番のですね、伊与木川の治水については堰の改修が必要である。県へどのような要望しているか問います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは矢野議員の 3 番カッコ 2、伊与木川の治水について、県へどのような要望をしているかについてお答え致します。

例年、伊与木川の治水につきましては、河川管理者であります高知県に対し要望書を提出するとともに、現地を確認いただき要望を行っているところです。

加えて、先日 6 月 2 日には、高知県議会産業振興土木委員会に対しましても、ご支援いただくよう、要望書を提出しております。

河川断面の検証や流下を阻害する原因を調査いただき、有効な河川改修を行うとともに、堆積土砂の取り除き等、適切な維持管理に努めていただくよう要望致しました。

治水については、堰の改修が必要であるについてですが、堰が河川の流れを阻害している要因の一つであることは確かであると認識しております。

堰というのは、農業水利の確保のために必要不可欠な施設でありますので、用水を確保しつつ改善を行うには、堰の統合ないし可動堰への改良が対策の一つになると考えますが、その改良や統合には多額の費用を伴うため、その他の取水方法、例えば、ポンプによる取水することで堰を廃止できないかなども検

討しているところでございます。

改修につきましても、全面改修や天端を下げるなどの部分的な改修により効果が図れる場合もあると考えます。

そういった点を十分検討し整理する必要があるでございますので、時間を要しているところではありますが、堰を含めた河川改修につきましては、県や水利組合の意見もお聞きしながら町としての方向性を取りまとめ、今後検討、協議してまいりたいと考えております。

なお、堰の改修については、本年度一部の頭首工において、頭首工周辺の改修を町主導により行うこととしております。

県の方でも、藤縄地区で河川改修を行っていただいております、小黒ノ川地区でも昨年度より河川改修事業に着手いただいております、これらの河川改修により流水の速やかな流下につながるものと思っております、治水対策としての効果を期待するものです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

水位が上がる所の原因はおよそ分かっておるところでございますので、それに対する一つの具体的な方法を答弁いただきましたが。

やっぱりそれ以外にですね、流れに対して直角状の合流地点がございます。伊与木川に対する。そういう所をね、やっぱり改修をしていただかないと、これは難しいかなと思いう部分があります。それらを併せてやっていただかないと、これは駄目かなあと。

それから、馬地の谷川については、あれ県管理ですけれど、どうも上流と下流とこう河川幅を、航空写真から調べるとちょっと狭いですね、上流より。そして合流地点が直角に近い状態と。

伊与木川の場合特に、伊与木川含めてこの黒潮町、海に近いために潮の干満によってですね、ものすごい影響の度合いが変わってきますので、それらを踏まえて、県当局と河川改修についてどのような話をされておるのか。

あるいは、されておったらその解決策はどういうふうにしていくとするのか。

ちょっと答弁願えますか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答え致します。

場所場所によって、冠水の原因というのはさまざまであると考えております。

個別によりそういった個所についての対策、ここがこうであるからこうしてほしいということまでは、現在、県の方には要望としては挙げているんですけど、具体的な対策の話まではできておりませんので、今後、関係する地区の区長さまともですねお話をさせていただきます、県に対してまた要望を行っていきたいと考えております。

本年度もですね、幡多土木事務所への要望を行ってまいりたいと考えておりますので、伊与木川を含め県管理河川の治水対策については話をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

県は要望がせらったら要望がなかったという答えが帰ってきますので、必ず要望は出していくようにですね、毎回。そのように執行を願いたいと思います。

次へいきます。3 番、防災についてですね。

カッコの3 ですね、防災の。佐賀東地区にある運動場のかさ上げ、体育館などの整備の姿勢を問います。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

矢野議員の、佐賀東地区にある運動場のかさ上げ、体育館などの整備の姿勢を問うについてのご質問にお答え致します。

佐賀東地区にある運動場のかさ上げ、体育館などの整備につきましては、土佐西南大規模公園内での事業になりますので、県に事業を行っていただく必要があります。

このため、四万十市と黒潮町で構成する土佐西南大規模公園建設促進同盟会として、昨年 10 月に行った県への要望活動におきまして、東公園多目的広場のかさ上げ、屋内練習場の整備による施設の拡充と改善ということで要望を致しました。

この件につきましては、現在、佐賀地域で行っている事前復興まちづくり計画との関連があり、町の防災対策を踏まえどのように活用ができるか、関係機関などを含めて今後も協議や調整が必要になってまいります。

また、屋内練習場の整備につきましては、黒潮町の観光振興事業の柱の一つであるスポーツツーリズムにおいて、雨天時の練習場の確保も課題となっており、その課題解決のためにも必要であると考えております。

平時にはスポーツ施設として活用し、災害時には防災の拠点として活用できる、そのような施設を整備していただきたいと、県への要望も継続していきたいと思っております。

今後においても、公園区域内の土地利用につきましてはさまざまな可能性を探り、継続して協議を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

これも、もう西南公園の指定を受けてからもう 10 年ぐらいしてからやったかな、もうなんっちゃようせんがやたらもう計画をのけてくれという話その当時からありよって、最近では 28 年度にも、その公園の協議会の中でも直ちに直視に着手するというような話があったがですね。

だから、それが今になってもまだ具体的に、具体的にですよ、前に進まないということなもので、やはりそういう、やっぱり時間をかけて十分に検討して、ええ計画をしてええものをつくるという発想やも分らんけど、人々は、その時その時のさまざまな暮らしぶり、生活があるわけですので、やっぱり期限を切ってやるという、そういう方向で取り組んでいただきたいと思うわけです。

土地を買収して、そのまま放置してある。それは入野の方も同じですよ。この前の除外するいうてした。

したら、次の計画がすぐ動かないかん。これ、動いてないじゃないんですかね。

それ、どんななってますか。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは再質問にお答え致します。

土佐西南大規模公園の土地計画の利用についてですけども、現時点では、まだ具体的にどこまで解除になるとか、そういったところの確認の方ですが、そこはできてないような状況にあります。

ただ、東公園の土地につきましては、現在、公園として供用開始をしているところでございますので、今後としても解除とかそういった点では難しいと考えておるところです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

いくら供用いってもね、国道なんか供用しゅうとかでなんぼでも工事しよりますよ。国道ができて、公園がなぜできん。これをやる意思がないと、そういう答弁になる。

ええですか、国道をやりゆうがですよ、供用になった所を工事をそのままやっていきゆう。通行止めにしてやりゆう。国道こそ、人の命が通る命の道ですよ。それがそれはきる。直接人の命にかかわらんような運動公園が何でそういう話になるのか、私には理解できない。

それと、遊びゆう土地があるもので、その土を掘削してこちらへ持ってきたら、残土処理が兼ねてかさ上げができて、避難場所がひとりできる。掘ったとはどうかいうたら、それは駐車場なり体育館なりができるわけで、そういうトータルとしての土地利用を考えてもらわんとよね、これは困りますわね。佐賀は逃げ場がないいうてあればあ言いよのに。限られた予算、限られた土地、それをいかに有効活用するかということが行政力じゃないですか。住民は税金を払うて、早うしていれいうて言いゆう。30年前内には来る言いゆう。そこをね、危機感を持ってやってもらいたい。

それから次のカッコの4へ移りますが。

令和4年度に運動場付近の土地の調査をしている。その結果を踏まえ、どのような取り組みをしているか。

問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員のカッコ4、令和4年度に運動場付近の土地の調査をしている。その結果を踏まえ、どのような取り組みをしているかを問う、のご質問にお答えします。

議員ご質問の、土佐西南大規模公園佐賀東地区多目的広場付近における土地の調査につきましては、佐賀地区工業用地整備事業概略設計委託業務としまして、令和4年2月3日から令和4年6月20日の履行期間により、その調査業務を完了しております。

内容と致しましては、佐賀地区における工場立地条件の向上を図ることを主たる目的とし、今後想定される南海トラフを震源とした地震による津波の浸水区域外におきまして、佐賀地区内の既存の工場や加工

場等の移転、また、町外の企業も含め新たな企業誘致をも視野に入れた工場用地の調査を実施しております。

具体的には、上分地区、坂折地区、馬路地区、大和田地区の、先ほど申しました東公園多目的広場付近、横浜地区の合計5カ所におきまして、整備後の開発面積をおよそ1ヘクタールから2ヘクタール、用地の計画高は平均で30メートル以上、その他、各法令規則での適合要件や道路網へのアクセスなども検討要件とし、調査を進めてまいりました。

その結果としましては、それぞれの調査個所におきまして、クリアができない施工要件での課題や、地形の関係上、実際に必要とされる用地面積の確保が困難な個所などさまざまな問題点が浮かび上がり、比較を致しますと、整備に関して有利とされる諸条件を含め、上分地区の佐賀インター付近が最も上位となっております。

また、調査実施地区全てにおける大きな課題としまして、それぞれ大規模な山地開発に伴う多額の工事費用が想定をされており、将来も踏まえ、財政面での負担が懸念されるところであります。

今後の佐賀地区工場用地における計画と致しましては、現時点での調査区域はあくまで佐賀地区を限定としているために、いわゆる津波浸水区域以外の地区につきましては未調査でございます。

整備が進んでおります佐賀インターより半径2キロメートル程度の範囲を想定し、新たに藤縄、熊井地区を追加し、当該地区内の複数の個所について早期に現地調査の計画を進めていく方向で、現在、高知県企業誘致課も含めて検討を行っております。

津波浸水区域外における企業用地の場合は、大規模な掘削やそれらに伴う建設発生土の処分、また、長大な切り土のり面の整備、将来にわたるその管理などが大幅に削減されます。

それに伴い、開発に係る全体事業費につきましても抑えることができると考えておりますので、先ほど申しましたとおり佐賀地区に限定せず、総合的な現地調査ならびに概略設計を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

それではカッコ5番のですね、佐賀は逃げ場が極めて少ない。極めてですよこれ。極めて少ない。

事前復興計画の姿勢を問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは矢野議員の、事前復興計画の姿勢を問うについてお答え致します。

津波からの避難については、一次避難場所につながる避難路や津波避難タワーの建設により、理論上は正しく避難行動を取れば避難できる状況が整っています。

しかし、避難したいと思っても1人では避難できない方や避難情報をうまく受け取れない方などの要配慮者や、避難行動要支援者に対する対策はまだ十分ではありません。

そうした対策の一つとして、現在、佐賀地域では事前復興まちづくり計画策定を令和4年度より始め、令和6年度完成予定で取り組みを進めております。この取り組みは、南海トラフ地震などの被災後の町の姿を被災前に作成することにより、被災後の復興期間を約2年短縮することが期待されています。

被災後の町のイメージが具体化されれば、事前に実施できる事業を抽出し、財源等を考慮しながら被災前に実施していく予定としております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

答弁あったように弱者対策ですね。これはね、もうちょっと積極的に、早くやってもらう必要があるのではないかなあというふうに考えております。

なかなか足腰が弱ってまいりますとね、歩けないんですよ。前向きに歩けない。足が上がらない。そういったことがありますので、それらを踏まえて。やってることは認めますけど、それらを踏まえて早く、どう言いますかね、対策を進めていただきたいなあ。

ずっとやっていただいたところなんか私も見ても、多分、多分じゃない。これなかなか大変じゃろうなという部分がございます。石が落ちてくる。大体、地震津波が来れば電気が落ちる。真っ暗闇。夜であればね。その辺の石垣なんか落ちる。そこを、震度6であれ7であれ、まあ来てみんや分かりませんでね、地震津波は。震度なんぼ言うたところで来てみんや分からん。だから、これで大丈夫という計画は難しいかも分からんけれども、やはりそこは、その方な面へ目を向けて対策をしていただく。そういうことを期待しております。

期待して、次へ移ります。答弁関係なく。

4 番目のね、交通安全対策についてでございますが。

国道 56 号不破原地区内において。

議長（中島一郎君）

一般質問の途中ですけど、この際、13 時 30 分まで休憩致しますので、よろしくお願い致します。

休 憩 11 時 59 分

再 開 13 時 30 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問者、矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

4 番、交通安全対策について質問致します。

カッコ 1 番、国道 56 号不破原地区内において、通過交通者による事故が多く発生している。

その原因を問います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは 4 の 1 番、不破原地区で発生した交通事故の原因についてお答えをさせていただきます。

この事故は本年の 5 月 4 日正午ごろ、国道 56 号の不破原地区を四万十市方面に静止していた車に対向車線を走っていた車が衝突し、さらに後続の車にぶつかった、3 台が絡んだ事故でありました。

負傷者は 7 名おり、救急車やヘリで救急搬送されましたが、命に別状はなかったと聞いております。

事故後、国道は 3 時間程度片側通行となり、ゴールデンウィーク中であったことから大渋滞し、迂回路

を求めて対岸町道に流入する車両も多く、現場周辺は大混乱を致しました。

その際、地区の住民の方が交通誘導を行ってくれ、渋滞緩和に大変ご協力をいただいたと聞いております。ありがとうございました。

現場は、国道が東西に1キロほど緩やかに続く直線道路です。佐賀から黒潮拳ノ川インターまでの間では、追い越し車線は伊与喜と不破原の2カ所しかないことから、この直線で追い越しのためにスピードを出す車が多くなっています。今回の事故も、追い越しにより対向車線に出た車が原因のようであります。

次に、中村警察署に近年の不破原地区における交通事故の状況を聞き取りました。令和3年度と4年度の2カ年のデータにはなりますが、事故件数は15件、そのうち物損が14件、人身が1件でありました。事故の原因は、前方不注意10件、安全速度違反1件、安全不確認3件、追い越し1件となっております。2年間で15件というのは、少し多いように思います。

議員ご質問の原因につきましては、道路の形状などの構造的な問題もあるかもしれませんが、運転手、いわゆるドライバーが交通法規を守っていなかったことが最大の原因ではないかと考えます。

先ほどの中村警察署のデータにもありますように、前方不注意や速度超過など、交通法規が守られてさえいれば防げた事故もあったはずですが、中村署と致しましても、白バイによるパトロールや高齢者宅への訪問活動を増やしていくとのことでありました。

いずれに致しましても、交通事故防止は交通法規の順守が基本ですので、事故の原因は交通法規を逸脱した運転が原因であったのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

なぜ、交通法規を逸脱して車の運転がなされておるのか。道路交通法の上では、前方の安全を確認して通行しなさい。決まっちゃいますので、それは分かったことです。

なぜ、逸脱して車を運転するわけですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

その時々状況にもよるでしょう。ドライバーの方の時間的な拘束等もあるかもしれませんが、また、その前後の車両の運転状況等もあるかもしれませんけれども。

一番のところは、やはりドライバーの気持ち、心の緩みといいましょうか、そういうところから来るのではないかと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

まあ人の気持ちが分かれ言われても測り知れんところがございますので、どう言いますかね、水掛け論みたいなところがあると思いますが。

ただ、こういう場合に困るのは、1人で行く分については、それは何らか急用があって行く場合がある。お腹が痛くなったとか、病人が発生したとか、そういう場あるやも分かりませんが、それにしても、巻き

添えを食う方はたまったもんじゃないですわね。巻き添えを。その巻き添えを食わないようにせないかんがですね。

これは、そのためにはどういう手だてがあるのか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

車を運転する際は、全てのドライバーが交通法規を守る義務があります。当然、事故を起こした人はもちろんですけども、その巻き添えにあった方についても、その事故を回避する義務が当然発生致します。

で、冒頭にも申しましたけれども、ドライバーひとり一人が交通安全を守って、法定を守って遵守して、ハンドルを握るということが基本だと考えます。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

ここはね、頻度が多いがですよ。

黒潮町内、大体私が車で走ってみても 50 分ぐらいかな、端から端まで。最近思うに、この不破原、そこが一番危険な地域なんですわね、走ってみるに。危険な、車で走ってみるに。あの直線で何でかなあと思うけんどもね。

ちょっと、あの道を曲がった道にしたら巻き添えを食う人が減るかも分かん。そう思ったり、そうせえじゃないですよ。何かええ工夫が必要であると考えますが。

ここにね、黒潮町交通安全計画あるがですよ。人の安全を考えて交通行政に取り組むということ、もうこれ書いてますけど、運転者が悪いだけではいけない状況になっちよりませんかね。あの不破原の方たちの生活考えてもですわね、私大変だなと思うんですよ。あこ横断をする生活があるんですよ。あそこ横断する、国道を。その方たちにね、責任を問うわけにいかんでしょう。車同士の問題もあれば、人との問題もある。

これ、何かこれ見よりましたらね、いろいろなことを書いちゃいますよこれ。人優先の安全とか、幹線道路における交通安全対策の推進とかいうことがありますが、この計画に基づく交通安全対策をどの程度実行されておるのか。

伺います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

この後の 2 番目の質問とも重複するかもしれませんが、町と致しましては、まず、交通安全意識を向上させるための啓発事業に力を入れております。その中で、事故に遭わない、起こさせないですよ。ための啓発活動について、保育所からお年寄りに至るまで行っております。

それで、もしかするとその道路の構造的な問題もあるかもしれませんが、そのような場合には道路管理者、あるいは中村警察署とともに現地調査を行いながら、危険個所の改善等について要望していきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

2 番の方へ、ちょっと移っていきます。言われたように。

通過交通、地元で、私なんかも毎日のように利用させてもらうわけですので、その危険性うがはもう分かっているもので、一番緊張して通るがはあそこなんです。一番緊張する、あこは。なぜか、緩いカーブ。直線から緩いカーブへかかる部分があって、あそこ大変危ないですね。

それはやっぱりね、地元の方もここで生活しようわけですので、運転者が悪いんだけど、そのために被害が発生すると。歩行者等については、その責任があると言われてもなかなか困りますね。車同士の場合でもよね、対向車線へ突っ込んでくるような車は悪いがです。けんど、回避する義務はあると言われても、あこはね逃げようがないですね。連なってきゆうんですよ、連なって車が。ご承知のように。ほいたら、あこへ3台並ぶ。2車線の中へ3台並ぶ格好になりまして、逃げようがない。車同士でも。そういうことがあります。

で、法律はそうかもしれないが、これはね被害に遭う方はたまったもんじゃないですね。

それでね、あそこ、私は追い越し全くできないようにしたらどうかと思うんですが、どのようにお考えですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

取りあえず、2 番について答弁させていただきます。

今回の事故に限らず、交通事故を防ぐには、先ほども申し上げたとおりドライバーの交通法規の順守が基本であります。

どんなに道路が改良されて、安全な道になったとしても、やはり交通法規を守らなければ、事故は起きてしまいます。

黒潮町では、保育所や小学校における交通安全教室やあったかふれあいセンターや、ふれあいサロンにおける高齢者交通安全教室を行っており、事故に遭わない、起こさせないための研修を行っています。

また、別の側面からにはなりますが、平成29年度からスタートした運転免許返納者に対する補助金や、令和2年度からスタートした安全運転支援装置、通称サポカーに対する補助金なども交通事故防止に一定の効果があり、今後も継続していきたいと考えております。

また、これらの活動以外にも、道路管理者である国土交通省や県に対し危険と思われる個所の改良工事を要望しており、現在、小黒ノ川地区で行われている国道の視距改良工事などは、長年、地域や町交通安全関係団体が要望してきた成果であると思っております。

いずれに致しましても、交通事故を回避するには、1にも2にも交通法規を一人一人が順守することが基本ですので、先ほど申し上げた活動を粘り強く継続しながら、交通事故防止につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番 (矢野昭三君)

失礼しました。私がちょっと、カッコ2番の事故回避するための対策を問うということをやらずに、私の思ったところだけを言いましたので失礼しました。

その答弁を今いただきましたので、ありがとうございました。

それでね、この計画の中にでもですよ、幹線道路における交通規制という部分もございしますが、これ、規制する必要があると思うがですけど、質問しておるこの場所についてどのようにお考えですか。私は規制する必要があると考えて質問に立ちようわけです。

そのへんを答えてくれますか。

議長 (中島一郎君)

地域住民課長。

地域住民課長 (青木浩明君)

最初の1番目の答弁でも申しましたが、佐賀から拳ノ川インターまでの間で追い越し車線ができるのは、熊井から伊与喜にかけてのあのカーブの所と、不破原の直前の2カ所だけであります。熊井、伊与喜の所で追い越しできなかった車両については不破原で追い越しをかけるという車が多くなっていることは事実であります。

また、逆の方向から言いますと、黒潮拳ノ川インターの信号でまとまった車が青になってそのまま流れてくるということで、不破原の辺りに来るときには、結構車両が何台も連なっておるという状況はありません。

議員が申された、その追い越し禁止車線にするかどうかについてはですね、今後、中村署等の意見も聞きながら検討したいと思います。

以上です。

議長 (中島一郎君)

矢野昭三君。

12 番 (矢野昭三君)

これね、人命がかかわっちゃうんですよ。人命。

最近の死亡事故が減ったというのは救急体制がだいぶでき上がってきて、事故はあってもその人命が助かるというのは、救急体制が充実してきた。ヘリコプターでも搬送する、そういう時代になってきました。だけど、後の生活は大変やと思いますよこれ。事故に遭うと。命は助かった、良かった。それはええ。だけど、社会復帰するについてですよ、大変なことになってくると思う。

で、お引越す場所がないきにできんとかいうようなことはおかしい話で、人命が大事ですよいうでこの計画にも書いちゃうんですよ。この計画の中に。この黒潮町の交通安全計画ですよ。答弁の中にはおおよそのへんのことらが、私には響いてこんがですね。それはおかしい。

全部黄線にしたらええがよ。急ぐ人は5分前に出発したらええ。それは警察がよく言うことですよ。急げば5分前に家を出よ。よく言ってますよ、警察は。飛ばす人が悪い言う。そこしか追い越しする場所がないきそこやったら、これは交通行政とかね人命とかいうのをどのように考えちゃうか分からん。

以前にも何か所か追い越し、橘川でも、あこは白線振り替えたけど、拳ノ川でも白線を黄線にした。ほかはどこがやったか分かりませんが、これ本当に交通安全、これはね、交通安全協議会条例があるがですよ。これ町長が会長や。それには、警察、職員、教育長、町の職員から町長が指名する者が、この交通安全対策会議委員名簿へ名を連ねちゃうわけですね。その人たちが作った契約ながですよこれ。警察が入

っちゅう、この中へは。あこしかないきあこを白線で置け、みたいな話は警察は言いよりましたかねこれは。不都合な話がや。

ちょっとそのへん、この計画を作った経過から言うて、人命があればあ大事やいうてやりゆうのに、何であこを黄線にしたら追い越しどこっちゃできる所ないきこのままいくじゃいう、そういう答弁ができるわけですかね。わしは不思議でならん。

もう1回聞かせください、答弁を。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

先ほどの私の答弁で、あそこを黄線にしないことに対して、黄線にすることについては警察関係機関と協議させていただきますとは申しましたけれども、黄線にしないとは言っていないと私は思っております。

2カ所しかなかった関係で、そこで車がスピードを出して追い越しをする車両が多いということは申し上げました。黄線にしないとかいうのではなくて、交通安全のプロであります中村警察署、そこです、追い越し車線から黄線にするかどうかについてはそのあたりとも協議をしてですね、決定していきたいということでございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12番（矢野昭三君）

こうしてる間も、車はいつも通りようわけですね、あそこは。大変危ない。

それは、いつ警察と協議する予定ですかね。私はちょっと不思議ながやけど。いつ警察と協議しますか。

それとね、計画を作ったときに中村警察署の交通課長という人がなっちゅうがですよ。この中では、印刷できちゅう。まあ固有名詞いうがは控えるけど、中村警察署交通課長いうて書き切っちゅう。もうちょっとね、この計画作るときにね慎重ないうか、そこしか追い越しする場所がないいうことは、2カ所ね、そこも含めて。分かっているんで事故が発生するという予測は大なるわけよ。それ以前から、白線にすることを交通課は嫌いよった。橘川、拳ノ川を、拳ノ川は黄線にした。橘川は振り替えた、西東。そのときからそういう話がありよったわけよ。だから、これは2年で作った計画やけど、それよりずっと前から言われようわけ。通過交通の心配をうんとしよう。私は、人の安全が優先すべきやと考えていいゆう。警察と協議するまでもなく、この場で黒潮町の執行機関の考え方として、そこをどう思うかいうことが必要なわけよ。警察にお伺いしますとかいうことは、黒潮町民の生命をどう守るかという、そういう観点に立って答弁をいただきたいわけです。

もう一回、答弁を求めます。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

人命が第一ですので、黒潮町民の交通安全に対する安全を確保するという姿勢については、何ら変わりはありません。

黄線、白線の問題あるかもしれませんが、あくまでもこの黄線にするのは交通法規を基にやらん

といけませんので、そこについてはどうしても警察の方との協議が必要になってまいります。

町としてはですね、住民、特に議員言われるその不破原地区の方の安心安全を守るという点ではですね、そういう姿勢は守りながらですね、警察との協議に臨みたいと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

だから、黒潮町として黄線にしてくださいということを言うわけ。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

意見としてそのような意見が住民の方からありますということは申し上げますが、そこまでについてはまだうちの方で詰めた協議ができておりませんので、意見としては申し上げることができらうかと思いません。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

何かあったりこと言いゆうがですか。今、事故が起こるかも分からんがよ。

町長、こういう答弁の仕方困るわけよ。時間ばかりかかりゆう。黒潮町としてどうなのかということをおね、この場ではっきり言わないかん。

お伺い立ててから言いますっちゆうような、そんなことじゃ困ります。だから今、町長としてどうなのか。強く要望するとか。これ、やるのは公安委員会ですよ。だけど、要求そのものは黒潮町を代表する町長、その職員じゃないですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

黒潮町の交通安全計画については、どの道をいうふうに、黄線、白線にするとか、そういうふうな細かいところまでは計画としては書いておりません。

もちろん道というのは、まず人命最優先というのはどなたが考えても一緒ですけど、道路というのは機能として任意の機能を持っていますので、道路管理者である国土交通省、そして交通規制の関係の公安委員会と関係ある警察、そちらの方と協議していくという課長の答弁に、私の方もそれ以上の答弁は申し上げません。

一番大事なのはですね、白、黄よりも交通ルールを守るといことです。黄にしたところでルールを守らなければ、追い越しをかける方もおいでるわけですから、しっかりルールを守っていく。なおかつ、国交省、そして公安委員会、警察等と協議する中で、やはりあこは黄線に、追い抜き禁止にすべきだというふうな議論の整理ができましたら、もちろん町としてもそういうふうな方向で要望もしていきます。

まずは、ここで町として、すぐあそこを追い越し禁止するのかどうかと言われましても、それは、そこ

までの判断はこれまでの整理でできてませんので、この場では差し控えたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

大体においてですよ、あそこを通行するときに見よったら、規制速度 50 キロなもので、しかし私が体験したことによると、対面であそこを通行するときには 3 台ぐらい、ほうら 3 台並んできた、横にですよ。ずうとこう 5、6 台こう連なってきたのにそれで追い越しかけてくるんですからね。追い抜きですか。それへ、こっちから前から行くわけですが、緩いカーブで。これは 3 台並んだと思うて、こちら慌てて左へ寄って、ブレーキしめてと、こういうことになるんですが。それでも間に合はん場合には、事故になるわけで。

1 つの事故になるまでには、何か相当数のヒヤリハットですかね、昔言われましたが、それがあろうんですが。大変なことがあこでは再々起きゆうということになろうかと思ひます。

スピード守らん運転手は、悪いけどこれ県外の方なんか大勢通られておるわけね。町長といえどもこの県外の人に声を掛けて法規を守れというても、なかなか届きにくいことがあるんではないかなあと思ひんですが。だから、もうそういう方法しかないやろうと。みんなの安全を思ひには、と思ひて考えるがです。

中角の所で、横断歩道がちょっと位置を寄らせてもらいましたけど、あれは別に町長が言うたわけじゃないです。住民の声があつて、あれを動かしてもらいました。県の公安委員会なんかは話しよつたら、用事があるときは中村署へ言うてくださいねということで、まあ様子を見らしてくださいよというのが現状です。まあ、最近はだんだん良くなってきましたが、そういうふうには、住民が危ないと思ひゆういう所は、大体誰が見ても危ない。そこでの生活者いうがはたまらん話ですので、速やかにしてもらいたい。

ほんで、将来的にほかにどういふ危険な場所があるかないか、ちょっと分かちよつたら教えてくれませんか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

すみません、パトロール等は行つておりますけれども、今ここでピンポイントでここがと言えだけの資料は持ち合わせておりませんので、また調べさせていただきますと思ひます。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

わしに妙に分かりにくいがは、こんなことすつと、危ないから改善願ひしますという話が何でできんろうか思ひて、それが不思議なね。

今、小黒ノ川やつていただいておりますけど、あそこらも住民は含めていろんなところから署名あつてやつてきた経過もあります、今のところあそこが終わつたら、その次は多分、不破原が危ないかなあというように思ひております。道路のライン一本引くことがそんなにおつこうな話やろうか。お金はそれほど要ることやないですよ。不思議でならんけど、これは、もうちつと僕はね、何で前向きにこれが

話ができんろうか思うて不思議なね。

ほんで、この交通安全計画を作ったときにどんな思いで作ったかよう分からんがやけど、この計画策定に当たって、何を願うて作ったのか。もう私、今までの答弁聞きよっても妙に今ひとつ理解ができないので、交通安全計画も含めて、ちょっとそのへんの心をお聞かせいただきたいと思います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

黒潮町交通安全計画の趣旨につきましては、住民の安心安全を守って事故に遭わない、起こさない、遭わないための対策等を盛り込んでおります。そのことを推進することは、町として第一に考えていきたいと思っております。

不破原とか小黒ノ川の対策が、もう不破原までですけど小黒ノ川の対策については、その交通安全計画の趣旨に沿ったものであると思っておりますので、今後、不破原地区においてもその交通安全計画に沿った形でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

対策の一つで提案しておきたいのですが、追い越し車線を作れば問題ないがですよ。

2車線、今、不破原から山間部へかかった所からその奥については、高知方面についてはですね、のり面がありますので、たくさん。そののり面を起こせばいい。それで、3車線で相互にどっかで上り下り利用できるようにすればええわけで。そうすると、追い越し車線はできるわけです。

そして、この来る南海地震対策についても、今よりもっと丈夫い道になろうかと思っております。

そういったことも含めてね、あそこ、今現道だけを使ってどうのこうのやなしに、現道へのり面を起こして、それを活用して幅員を確保する。で、3車線にする。中ほどで上り下りを変えて、追い越し区域のその切り換えをしていく。返す刀で、南海地震の対策にもなる。国土強靱化にも資するということになってくると私は思っておりますので。

そういったことを踏まえてですね、何ええ答弁をいただきたいのですが、難しいですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

じゃあ、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、この工区については先ほど課長の答弁でも言いましたとおり、2年で15件、確かに事故が多いと思っております。

この実態を踏まえて、どういう形のものがいいか、あるいは道路の形状変更を要望するのがいいのか、あるいは議員おっしゃるように追い越し車線すればいいのかですね、なお国交省、警察公安委員会と協議を進めて、住民が安全に暮らせる道づくりの要望は町として要望してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番 (矢野昭三君)

これで、4 分残して終わります。

ありがとうございました。

議長 (中島一郎君)

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

次の質問者、山本牧夫君。

2 番 (山本牧夫君)

新人議員として、黒潮町地域防災計画について質問させていただきます。

地域防災計画に伴う安全な場所づくり対策ですが、これの防災まちづくりのところの、災害に強い市街地の形成位置というものがありまして、その中のカッコ 3 に、津波により特に甚大な被害が生じる恐れのある地域の公共施設、住居等について、津波の危険を事前に回避するため計画的に安全な場所へ移転する等、対策の推進に努めますとあります。

そしてカッコ 4 番として、庁舎、消防署、警察署等、災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期するものとあります。

この件に点につきまして、黒潮町はどのような構想を持ち、実現に向けて取り組んでいくかをお聞きます。

議長 (中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長 (村越 淳君)

それでは山本議員の、高台造成についてのご質問にお答え致します。

議員のおっしゃるとおり、黒潮町地域防災計画では、第 2 編第 1 章第 2 節第 1、災害に強い市街地の形成において、津波により特に甚大な被害が生じる恐れがある地域の公共施設、住居等について、津波の危険を事前に回避するため計画的に安全な場所へ移転する等、対策の推進に努めると致しております。

これまで、消防屯所、そして地区と合意が取れた集会所等につきまして、高台への移転等を進めて参っております。

また、消防屯所につきましても、用地のめどが立った個所から順次、高台移転、浸水区域外への移転等を進めることとしております。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

山本牧夫君。

2 番 (山本牧夫君)

今の答弁はですね、やっぱりその各集落等にあるものの対策がメインでありまして、私たちが望んでいるのは、その一番行政としてやらないかん庁舎、消防署、それから駐在、学校、病院、こういうものが全て、佐賀地域は浸水の被害の出る区域にあります。ほんで、そのことの計画が全く進んでないということに危機感を持ってるんです。

前の新聞でですね、令和 3 年の 3 月 12 日に黒潮町の方で、高台の造成、錦野団地と大方庁舎の間を埋め立てて大規模な高台を造る、という計画が新聞に載りました。これを受けてですね、佐賀地域の沿岸部の住民区長会は大変な危機感も持ちました。もちろんそれは、高規格道路とかいろんなことでやることは結

構ですけれども、佐賀地域はそれに比べて何もありません。

といいますのは、大方と佐賀というのは非常に地理的に違いがありまして、残念ながら佐賀地域は、大方地域に比べて非常にマイナス面があります。例えば、もともと津波が来る前からですね、大方地域にはちょっと高台に、入野小学校、大方中学校、大方高校がありますし、錦野団地もあります。で、緊急のときに避難できる体育館とか高台があるわけです。施設もあるわけです。

そして、ましてこの計画によりますと約8,800万くらいで現在の役場の庁舎との間を埋め立てて団地を造ると。これは結構なことなんです、そちらがどんどん今この段階で、大方地域は本庁も高台にできた。その裏に広場もある。その西側には、警察の駐在もある。消防屯所もある。それから、今言いましたように公共施設等の避難で使えるような箱物もあります。非常にこういう面では安心感があると思います。これは結構なことです。

ところが、佐賀地域比べてください。本当にこれ、何もありません。ですから危機感を持ってます。ほんでそのときにですね、いろんな地域とか区長会等に要請もありまして、今度は佐賀の場も考えてくださいよということで、1年前にそういうものを町長の方に提出したわけです。

2番に移りますけれども、その区長会の要請につきまして、今、町としてはどういう対策を考えているのか。

お聞かせください。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは山本牧夫議員の、黒潮町地域防災計画についての2番目、佐賀地区区長会要望書に対する取り組みについてお答えしていきたいと思えます。

令和3年4月13日、佐賀地区区長会12名からいただいた要望書の内容は、主に事前復興まちづくりに関するものだと認識しております。

黒潮町では、その要望を受けて、黒潮町事前復興まちづくり計画の策定を令和4年から令和5年にかけて、佐賀地域13地区を対象に実施することとし、現在取り組んでいるところでございます。

黒潮町事前復興まちづくり計画とは、将来南海トラフ地震で被災したときに、佐賀地域をどのように復興させるかという切り口で、佐賀地域の事前復興まちづくり計画を策定するものでございます。

東日本大震災の復興事業で明らかになったことの一つに、被災してから復興計画を作るよりも、事前に復興計画を作り住民で共有しておくことで、復興の期間を2、3年短くすることができるということでございます。

計画を作るには大変な汗をかかなければならないわけですが、決して無駄にはならない作業だと思っております。もちろん、南海トラフ地震はいつ、どのような規模で発生するかわからないわけですが、将来の佐賀地域のあるべき姿、事前復興計画ができれば、財政的に可能な事業は優先順位を決めて事前に実施することもできます。

令和4年度は、佐賀地区区長会で説明、策定委員会、シンポジウムを開催した後に、9回の座談会を重ね、黒潮町事前復興まちづくり計画基本方針の確定を致しました。

令和5年度は、地区ワークショップ、作業部会、策定委員会を重ね、計画の素案を作成してまいります。

そして、令和6年度になりますと、6年度の計画の仕上げを目指して取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

今の町長の答弁で、事前復興まちづくり計画、これは大変大切なことだと思います。震災後にこれを作っておけば、東日本震災の例を見るまでもなく、復興が2、3年早いと。これはこれでいいんです。

ただ、これはあくまでも地震が起きた後のこととございまして、今一番危機感を持っているのは、地震が起きた後に、仮設住宅とかいろんなものができる間に、何カ月か何年かかるかだと思います。そういうものを含めて、この2011年3月11日の東日本大震災の後に黒潮町で34メートルという、内閣府等でそういう数字が示されましたので、これは佐賀地域のことです。ほんで、これについてですね、やっぱり仮に生活できる場所がないんです。もうそれは、伊与喜小学校とか拳ノ川校下のこぶしとか関連する施設もありますけれども、現実には佐賀地域の人が生活できる一定期間、ものがないんですね。いわゆるその津波が起きたときに緊急避難、高台とか、それからタワーとか、これは行政の努力と地権者等の協力によりまして、おかげさんでできました。

しかしながら、その後です。あと一定の期間、どうしてもその生活していかないかと。そういうものについて、全くそういうものが大方と比べてないんです。このことの危機感があるんです。

ですから、私たちは大きなものによべんと。できるところでちょっとした高台に、いわゆるそのプレハブ的なものちょっと囲いのあるものが一定あれば、そういうものを造っていただけるという動きがあれば、非常に安心するというのが佐賀地域の皆さんの要望だと思います。

ほんでそのことをやるには、事前復興を待ちよったら、それは震災後のことですのでどうもその相つながらんもんがあるんですね。ですから、このことをお願いしようがです。

あくまでほんで、あとはですねやっぱり今、先輩議員からありましたように、私が思うのには、新しい高台を造るということになると、これは事前復興計画も含めて結構な予算が要りますので、やっぱり今ある一番近い所、土佐西南大規模の東地区、ここのグラウンドも潰れるようですので、この裏側に一段高い所に結構広い駐車場もありますし、その右側にはスポーツゾーンとして県が買い上げしている土地もあるようです。こういうものを活用してですね、やっぱりその緊急の対策として、例えばそのスポーツゾーンの用地の所に、あるいはそのグラウンドの上の広場の所に、県等にもお願いをして、室戸市で造っておるような体育館とかそういうものがあればですね、非常に住民は安心するわけです。ですから、このことが何とかなりませんかというお願いしゅうわけです。

これはやっぱり町の方もですね、いろいろと県との公園の縛りもありましようけれども、とにかく緊急に生活するところを求めるには、やっぱりその町長に汗をかいてもろてそういう所に、県へも要請いただいて、できるできんはいろんな関係でできるものとできんものはあると思いますが、その努力をしてほしいというのが願いです。

それについてお伺いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは再質問にお答えしていきたいと思います。

山本牧夫議員のご意見、十分ご理解できるつもりでございます。本当に佐賀地域というのは、いざ被災

したときのことを考えると、避難して生活する場所、そして新しい住宅とかが非常に少ないんです。しかも、漁村漁業地域に住んでる人たちの意見を聞いてみますと、津波が浸水しない佐賀北部の方まで行って生活というのはまず、なかなかイメージできないという実態がございます。

そういう中で、周辺にどういう所に安全な住宅地を造るか。これ非常に難しいのが、佐賀の地形の状況でございます。

議員おっしゃられた東公園のことはいつも候補に上がるわけでございますけど、そこは県の大規模公園の区域でもあるわけございまして、これにつきましては、県の方にも要望として議員おっしゃられたように、屋外、体育館の施設とか、そして解除とかいろんなことを要望は既にしておりますけれど、例えば、あそこを解除するにしても、じゃあ町はそこはどういうふうな計画で、解除した後考えておるのか。しっかりした計画を持って話していかなければ、これはなかなか解除せえとは言ってもですね、なかなか難しいところもございまして。

そして何よりも、そういう状況で何よりも大事なものは、やっぱり全体的トータルに佐賀地域のまちづくりの構想を持っておかなければ、事業着手がなかなか難しいんじゃないかと思っております。

例えば、支所、診療所、そして農協とかもたくさんあるわけでございますけれど、それをどちらに移すのか。例えば、仮設住宅を造ってしまうとそこにはなかなか、いったん造ってしまうとそこには住宅は建てられなくなる問題もありますので、トータル的な計画をしっかりとっておかなければ、将来、まちづくりとしてはうまくいかないと思っております。

今議員おっしゃられたように、非常に町の計画から入るやり方がいららするかもしれませんが、やはり全体的なものを持っておかないと、将来のまちづくりがうまくいかない。

全体的な計画を作るということはですね、これは被災した後しかやらないという意味ではないです。しっかりした計画ができれば、財政的な状況をかながみて、事前に早くすべきところは優先順位をつけて早くするというものが事前復興まちづくり計画でございますので、決して被災した後しか計画づくりをやるなという意味ではないものでございます。

大事なものは、全体的なあるべき姿を描いた上でやっていく。そういうことが大事だと思っておりますので、こういう方法を取っているところでございます。

なお、こういう計画づくり進めながらでもですね、財政的にもいろんな形で具体的に実施できる見通しがつくところについては、積極的に前倒しでやっていかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

その全体的なまちづくり、これは大切なこととなりますが、これは事前復興まちづくり計画も踏まえて、将来構想はやっていくと思いますが、これと、緊急に避難するところの二重構造になってもいかんと思います。

ただ、残念なのはこういうふうな防災計画がありながら、全くその一次避難の計画が進んでないわけですね。検討委員会とか。何かこう、佐賀の区長会から言わせたら、我々の要望が事前復興計画にすり替えられちゃうんじゃないかというような意見があるんです。それはそれで困ったことやなど。とにかく来たときに、例えばトルコみたいなことが来たときに、やっぱその沿岸ですから、どうしても何か月かはそこで一定の期間生活する必要があるんでね、ほんでそういうもののちょっと手を着けてほしい。そうし

たら、まあやってくれゆうという安心感もあるわけです。

このことを非常に危惧（きぐ）しちゆうわけですので、どうぞこのことに早期に着手するように考えてもらえませんか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問お答えしていきたいと思います。

まず、佐賀地域の区長さんの要望を事前復興まちづくりにすり替えているというふうにおっしゃられましたけど、それは非常に心外でございます。

その要望に対して、町としては、これに応えるべき、どういうふうなことができるかを精一杯考えた上での対策として、取り組み始めたものでございます。

要望された内容もそれに近い内容でありますし、取りあえず、とにかく高台に広場を造れという要望も確かにありますけれど、そういうふうな要望に対して即座に、じゃあどっかを拓いて、ブルを持っていつて拓くようなまちづくりでは、このもともとの12の区長さんの要望の趣旨と合うのかどうか、それもちょっと納得いかなないところがございますけれど。

決してすり替えたとかそういうことじゃなくて、要望に対して真摯（しんし）に町としては考えた結果、こうあるべきだろうと。こういう取り組みがまずはできるだろうというふうなところで取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

佐賀の区長会の要望と事前復興の計画について多少町長との行き違いもありまして、それは町長も心外などあるかもしれません。

しかしながら、あのときのいろいろ説明の内容はですね、やっぱり震災が起きた後に数週間から数カ月の避難所での集合生活が必要であると。そういうことも含めて、そういうもので過ごせるような基本的な高台、これをやっぱり可能な所から一つずつ造ってほしいという要望をしたと思います。そのことを言っているんですので、冒頭に言いましたようにその事前復興はこれは大切なことですが、かなりな予算と、それからいわゆるできたとしてもその震災後のことですので、ほんでそれまでのこと、起きたときのすぐ使えるものではないということなんですね。ですから、そのことを踏まえてちょっとでもどっかやってもらえませんか。

ほんでその案としては、手をこまねいているわけじゃなしに、先輩議員も言いましたようにやっぱり手っ取り早くできそうな、大きなものではなくてできそうなものはやっぱり東公園の上の方に、今、広い駐車場が山の方にもありますし、そういう所に県の許可がもらえれば、鉄骨の仮設のちょっと雨つゆをしのげるなものは造ると。あるいは、その裏のスポーツゾーンの所がいろんな競技ができるようであれば、そういう所にちょっとしたもの造っていただければ大変安心感があるということですので、そのことを言っているんです。

以上です。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問にお答えしていきたいと思います。

東公園の大ざっぱなイメージというか、取りあえずやってほしいという意見は分かります。ただ、そう簡単にはなかなかいかないのが事実でありまして。

先ほど、午前中でしたかね、海洋森林課長の方からお答えさせていただきましたけれど、東公園も含めて5カ所の造成の基本計画概算設計とかをやっているわけですけど、やっぱり簡単に事業費としてはできないわけですね。相当の事業費が要るし、それをやる事業も、それを該当する事業ってのはまだ見当たっておりません。

防災集団移転促進事業というのは有利な事業あるんですけど、それにするには、移転する人たちから決めていかなければならないという問題もございますので、なかなか東公園の県の土地じゃない所、あるいは、県にちょっと断ってブルでついてやってくれというふうな事業は、なかなかできそうでできない事業だと認識しております。

だから、全体的にしっかり計画を作って、そして県との協議もしながら、広場やったら広場造っていくというふうなことを考えていかなければならないし。

それと、庁舎の問題も、支所の庁舎の問題もどちらを優先させるのか。そのへんもしっかり、町としては考えていかなければいけないんじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

そういうことが、大切なことがどちらかというあんまり進んでないということですので、そのことをお願いして、この件については質問を終わります。

それから、2番目の、黒潮町議員のなり手不足への対策について。

これはですね、まず1番目として、まちづくりや政治に関心を持って、立候補してもらおう対策の取り組みを問います。

この議員のなり手不足というのは全国的な傾向でありまして、黒潮町も残念ながら定数割れとなりました。

原因はいろいろあるでしょうが、基本的には、地域の人口減や高齢化、過疎化、自分の職業が議員活動に要する時間とのバランス、労働と対価としての報酬の問題等があらうかと思えます。

町民の意思を行政に反映させるために必要な町会議員に興味と意欲を持ち、立候補しやすい環境を作る必要があると思えます。

今回の町議選でも、町長はこの件についていろんな取材を受けておりまして、新聞紙上等でも、議会と一緒に分析し対策を検討したいとコメントしていますが、この件についての取り組みの対策をお聞きします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは山本牧夫議員の、黒潮町議員なり手不足への対策について、1点目、まちづくりや政治に関心

を持って立候補してもらおう対策への取り組みを問う、というご質問にお答えしていきたいと思っております。

近年の政治への関心の低下、特に選挙における投票率の低下というのは、若者をはじめとして全国的な課題としてよく話題となりますが、2021年に実施された衆議院議員選挙の投票率を見てみますと、黒潮町の投票率は66.64パーセントで、高知県平均の57.34パーセントを9.3ポイント上回り、県内34市町村中12位ですので、高知県内の他の市町村と比較しても、黒潮町住民の政治への関心が特別に薄いというふうには考えられません。

また、南海トラフ巨大地震の新想定で日本一厳しい想定を突きつけられた後の地域住民の防災への取り組みや、日ごろからあったかふれあいセンターを拠点とした地域一体となった福祉の取り組み姿勢を見ても、まちづくりに対する関心が他の地域に劣るとは思っておりません。

ただ、今年4月23日に実施された黒潮町議会議員選挙においては、立候補者が定数に足りないという事態となりました。高知県内で行われた議員選挙での定数割れは19年ぶりの4例目だということですので、これは相当深刻な事態だと受けとめております。

その要因と致しましては、さまざまなことが考えられますが、とにかく議会制民主主義及び地方自治の根源に関わる問題だと捉えており、今後議会とともに原因を分析しながら、具体的な対策を取りたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

これは若者と云ったらどうかと思うんですが、いわゆるその政治離れとか無関心層、こういうものが非常に増えておまして、それに、先ほど言いましたように高齢化社会とかいろんなことが絡んできてると思いますが、何とか対策せんとですね、次の4年後の選挙については私を含めて非常に年齢的な方もたくさんおりますのでね、それはもっと厳しい状態になるんじゃないろうかと。立候補者が少ないということが予想されます。

それをやるためには、やっぱりこの4年間で、できるならば働き盛りの人がその仕事を持って、もっと出やすいような環境づくり、それには当初に言いましたようにいろんなことがあると思います。報酬の問題はありますし、それからその考え方の問題もあります。

私も今回いろんなことで急に出るようになりましたが、本当に思い知りました。選挙に出ることということの大変さを。選挙カーは構えないかん、その枠は作らないかん、印刷はせないかん、ポスターは作らないかん、供託金入れないかん。人はどうする、ウグイス嬢をどうするいうたら、もうこれは本当にもうパニックになるばあ厳しい現実がありました。そういうことをですね、特に新人議員は感じます。

ほんで、ベテラン議員は何回か選挙をやられた方は、車の枠とかいろんな看板とか、そういうものの基はあると思いますので多少違ってくると思うんですが、今回供託金も含めて、大変骨が折れました。

それから、選挙の文言の中にですね、やっぱり選挙の立候補の書類とかいうものが非常に複雑ですね。労務費とかそんなもん含めて。原則がボランティアでやりなさいというなことが前提だろうと思うんですけども、非常に文章を読んでも、私、頭悪いんですけど、その解釈に困るようなことがいっぱいあります。それから、精算報告もそうです。

ほんで、そういうことも踏まえてですね、できたら町長もその議会の方にも働き掛けて一緒にやってほしいと。出やすい環境をつくってほしいというのが願いです。

ほんで、黒潮町の議員というのはですね、減せばいいという議論もありますけど、私はこれちょっと首かしげます。といいますのは、平成19年の合併後の定数は20人でした。それから、その後削減の直接請求がありまして。平成20年ごろですかね、直接請求がありまして、平成23年に16人になっております。そして、平成27年に14人と、これだけ減しております。

これ以上減りますとですね、やっぱし合併時のシミュレーション、財政シミュレーションは大体70億前後だったと私は認識しておりますが、その後17年たって、今、財政は一般会計で110億を超えております。それから、職員も減っておりませんし、期限付きの職員も大変多くいます。

その中で、委員会は3から2に減りまして、この時代の流れとともに、いわゆる地震対策とか、少子化問題、脱炭素社会、たくさんの課題が、少子化問題あるわけです。ほんで、これをやっていくに予算は膨れますし、その予算を審議する委員会が、少ない人数でより多くのことをせないかんような状態になっちゃうわけです。

ですから、議員を減すというのはいかがなもんかと、私は思います。

それよりも、やっぱし立候補してもらえる環境づくり、意識改革、これが大事です。

2点目になりますけれども、選挙運動費用の一部を公費（負担）する制度の拡充ですね、これをちょっと考えていただけないかということです。

といいますのは、市では早うからやっておりますけど町村の場合はですね、選挙カーのレンタル代とか燃料費、あるいはビラの作成費ですね、それからポスター作成。この3つがメインでありますけれども、黒潮町はポスターの作製は今回から助成してもらおうようになりました。

あと調べてみますと県下の23町村のうち20町村が、この3つに助成をしておると。ほんで、ポスター以外の助成してないのは、大月町、三原村、黒潮町と、ということです。これで、今、助成について考えていただきたい。

選挙というのは、この上限の規定が黒潮町では160万近いお金でありますけど、とてもそんなお金使えばよったら、通るや通らんものに合うた話やないわけですね。それでも実際やるとなると、まあ50万から100万はみんな掛かると思います。非常にその選挙にお金が掛かると、働きながら仕事の板挟みで若い人がやるとなると非常に苦しい立場になりますので、こういうところをやっぱし出やすい環境をつくってほしいと思います。

取りあえず、その3つの助成項目のうちの一つでも、プラスしてもらおうような考えはありませんか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山本牧夫議員の一般質問、選挙運動費用の一部を公費負担にする制度の拡充につきまして、お答え致します。

選挙公営制度は、お金の掛からない選挙のため、また、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会均等を図ることを目的に、一定の金額を限度として、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度となっております。

現在、黒潮町の選挙運動の公費負担につきましては、公職選挙法第143条第15項の規定に基づき、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例を制定し、選挙運動用ポスターの作成について公営制度を採用しております。

また、選挙運動用はがきの交付、ポスター掲示場の設置、演説会の公営施設の使用についても、公営制

度を採用しているところです。

このほかに、議員もおっしゃられましたとおり、公職選挙法では同法第141条第8項で、選挙運動用自動車の使用について、同法142条第7項で選挙運動用のビラの作成について無料とすることができるとされております。

町としましても、直近の4月23日執行の黒潮町議会議員選挙において、1名欠員の無投票という結果結果になったことを憂慮しております。

採用していない選挙運動用自動車の使用や選挙運動用ビラの作成についても公営制度に追加採用し候補者に援助することは、候補者増加に一定の効果があるものと考えており、制度導入に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

分かりました。

前向きなご答弁をいただきましたので、それを期待しておりますので、どうかよろしくお願ひ致します。

これをもちまして、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、山本牧夫君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 42分